

横浜市北仲通南地区熱供給事業プロポーザル  
事業者募集要項

平成 28 年 8 月

横 浜 市

# 目次

## ・事業説明資料

- 1 事業名
- 2 目的
- 3 プラント設置場所・適用区域
- 4 用語の定義
- 5 本事業の内容
- 6 本事業の条件等
- 7 スケジュール
- 8 プロポーザルにおける提案の扱い
- 9 その他

## 構成資料

- 【別紙 1 用語の定義】
- 【別紙 2 横浜市北仲通南地区熱供給事業基本協定（案）】※
- 【別紙 3 本事業の要求水準】
- 【別紙 4 騒音振動値規制平面図】※
- 【別紙 5 熱供給方式・熱供給条件】
- 【別紙 6 所掌区分・工事区分】
- 【別紙 7 情報通信連携取合い区分図】
- 【別紙 8 リスク分担表】
- 【別紙 9 熱料金条件】
- 【別紙 10 月平均熱負荷、ピーク熱負荷】
- 【参考 1 北仲通南地区に係る熱及び電力の共同利用に関する協定】※
- 【参考 2 デマンドレスポンス概念図】※
- 【参考 3 適用法令及び適用基準リスト】
- 【参考 4 基本設計図書】※
- 【参考 5 原燃料調整費の算出方法】
- 【参考 6 Y I T 既存機械設備図面】※
- 【参考 7 Y I T 既存電気設備図面】※

※印は別途 CD により貸与。詳細は提案書作成要領による。

## ・提案書作成要領

- 1 事業名
- 2 事業の内容
- 3 募集、特定の方法
- 4 提案者の資格
- 5 参加意向申出書の提出
- 6 スケジュール
- 7 提案資格確認の通知及び提出要請書の送付
- 8 資料の貸出し
- 9 質問書の提出
- 10 提案書の作成
- 11 提案書の提出
- 12 選定委員会等
- 13 評価基準
- 14 特定・非特定の通知
- 15 プロポーザルの辞退
- 16 その他

## ・評価項目・評価基準

## 事業説明資料

### 1 事業名

横浜市北仲通南地区熱供給事業（以下「本事業」という。）

### 2 目的

北仲通南地区に建設する横浜市新市庁舎（以下「新市庁舎」という。）、及び隣接する横浜アイランドタワー（以下「Y I T」という。）の両施設（両施設の場合は、以下「需要家」という。）において、熱供給事業法に基づく地域冷暖房（以下「DHC」という。）を導入することで、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し、地球温暖化の防止、大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図るとともに、安全な都市の実現に寄与することを目的とする。

### 3 プラント設置場所・適用区域

#### (1) 熱供給主要プラント設置場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 新市庁舎内

#### (2) 熱供給適用区域

横浜市北仲通南地区に存する新市庁舎（建設中）及びY I T（横浜市中区本町6丁目50番地の1）

なお、Y I Tは新市庁舎に隣接する施設建築物であり、現在Y I Tに対し熱供給を行う者が所有する熱源設備を廃止し、5(2)において締結する熱供給契約に基づきDHCより供給を受ける。

### 4 用語の定義

事業者募集要項に使用する用語の定義は、【別紙1 用語の定義】に定めるところによる。

### 5 本事業の内容

#### (1) 事業概要

本事業は、熱供給事業者（以下「事業者」という。）が冷水や温水等をまとめて製造し、熱媒体を継続的かつ安定的に導管を通じて需要家に供給する事業である。

本事業は、熱供給事業法に基づく事業であるとともに、事業者募集要項に定める諸条件、並びに事業者が提出する提案書（以下「提案書」という。）、質問に対する回答書（以下、これらを総称して「募集要項及び提案書等」という。）に基づき、遂行される。また、次に示す範囲を含むものとする。

ア 本事業に関する設計及びその関連業務

イ 本事業に関する工事（以下「当該工事」という。）及びその関連業務

ウ 本事業に関する工事監理業務

エ 本事業に関連する補助金申請及びその関連業務

オ 本事業に関する設計及び工事に関連する手続き業務及びその関連業務

カ 本事業を履行するために必要な登録、許認可、届出及びその関連業務

キ 「(仮称) エネルギー連携連絡会」(以下「連携連絡会」という。)を主宰し、需要家への設計進捗報告、工事進捗報告等の実施

ク 新市庁舎エリア内の本事業に関する設計及び工事について、本体工事の設計者・施工者との設計協議、工事に関する調整、管理

- ケ Y I Tエリア内の本事業に関する設計及び工事について、横浜アイランドタワー管理組合（以下「Y I T管理組合」という。）及び現在Y I Tに対し熱供給を行う者との設計協議、工事に関する調整、管理
- コ 本事業の運転管理指針の作成業務
- サ 本事業における運転管理及び維持管理に関する業務
- シ 「(仮称) エネルギー運営連絡会」(以下「運営連絡会」という。)を主宰し、需要家への業務月間報告及び運転効率等に関する報告、協議の実施
- ス 新市庁舎及びY I T管理組合の占用部分に関する管理業務、並びに新市庁舎及びY I T管理組合の施設管理に協力する管理業務

## (2) 本事業の流れ

### ア 基本協定の締結

事業候補者特定後に、プロポーザルで提案された内容や費用等の考え方について「横浜市北仲通南地区熱供給事業プロポーザル事業者募集要項」(以下「事業者募集要項」という。)と相違がないことを確認した上で、横浜市、Y I T管理組合及び事業候補者との三者間で「横浜市北仲通南地区熱供給事業基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結し、横浜市北仲通南地区としてDHCによる熱供給を行っていくことを確認する(平成28年12月予定)。

### イ 設計・工事

基本協定の締結後、事業予定者は設計を開始すると共に、連携連絡会(構成員:横浜市、Y I T管理組合、事業予定者)を立ち上げ、設計協議、工事進捗報告などを行う。

### ウ 熱供給事業の登録

熱供給事業法に則り、経済産業大臣による熱供給事業の登録を受ける。登録内容については、事業者募集要項、基本協定等の内容と相違がないことを確認した上で、連携連絡会にて開示し、事前に承諾を受ける。

### エ 熱供給契約の締結

熱供給開始までに、基本協定等に基づき費用等について協議した上で、合意に至れば、横浜市及びY I T管理組合と個別に、契約容量や熱料金等を規定した熱供給契約(売電契約、買電契約、賃貸借契約等を含む)を締結し、事業者を決定する。(平成31年12月予定)

### オ 熱供給開始

- ・ 平成32年2月1日(予定)より、新市庁舎に熱供給を開始する。
- ・ 平成32年5月31日までに(開始日は協議による)、Y I Tに熱供給を開始する。
- ・ 上記の日程に関わらず、熱料金は、熱供給が開始された日から発生するものとする。

### カ 運用開始後

継続的かつ安定的に需要家に熱媒体を供給するとともに、運営連絡会(構成員:横浜市、Y I T管理組合、事業者)を立ち上げ、別紙3に示す運営状況の報告、需要家との連携強化のための調整等を行う。

## (3) 計画概要

- ・ 横浜市、独立行政法人都市再生機構及びY I T管理組合が締結する【参考1 北仲通南地区に係る熱及び電力の共同利用に関する協定】を踏まえ、募集要項及び提案書等に基づき事業者を特

定する。

- ・ 事業者は、新市庁舎及びY I Tの一部スペースに熱供給設備を設置し、需要家への熱供給を行う。
- ・ 事業者は、新市庁舎の一部スペースに商用電力停電時に自立起動可能な1,000kW以上の発電能力を有する高効率ガスコージェネレーションシステム（以下「CGS」という。）を設置する。CGSは排熱を有効活用できる平日昼間の時間帯には積極的に運転することを原則とし、発電電力は自家消費すると共に、事業者の余剰電力を新市庁舎へ送電する。ただし、余剰電力の新市庁舎への送電は、新市庁舎受変電設備から電気事業者へ逆潮流をしない範囲とする。
- ・ 事業者は、非常時（地震、台風、津波、火災その他非常の事態が発生し、これによりY I Tに対する商用電力の供給が中断され、かつCGSの発電を継続できる場合をいう。以下同じ。ただし、Y I Tの火災時は除く。）に、新市庁舎への電源系統を切離し、CGSにより発電した電力をY I Tへ専用ケーブル等にて送電する。（以下「非常時送電」という。）また同様に、非常時送電の連絡用として有線式のインターホン为新市庁舎及びY I T内に設置し連絡を行えるようにする。

#### (4) 基本協定及び熱供給契約書

##### ア 基本協定

基本協定の案を【別紙2 横浜市北仲通南地区熱供給事業基本協定（案）】に示す。

基本協定は、原則以下(ア)～(ウ)の各書類の内容に基づき作成し、各書類の優先順位は次の通りとする。各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、需要家と協議のうえ決定する。

- (ア) 質問回答書
- (イ) 事業者募集要項
- (ウ) 提案書

##### イ 熱供給契約書

熱供給契約書は、原則以下(ア)～(エ)の各書類の内容に基づき作成し、各書類の優先順位は次の通りとする。各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、需要家と協議のうえ決定する。

- (ア) 横浜市北仲通南地区熱供給事業基本協定
- (イ) 質問回答書
- (ウ) 事業者募集要項
- (エ) 提案書

## 6 本事業の条件等

### (1) システム構成の前提条件

- ・ 使用する燃料・エネルギーの種別については、地球環境負荷低減に配慮したものとするとともに、エネルギーコスト及び社会情勢等の変化に対応できるシステムとする。具体的には、熱源機器の電気及びガス等の年間使用比率を運用により柔軟に変更できるよう、バランスの良いシステムとする。
- ・ 熱源機器は高効率で管理の容易なシステムとし、かつ経済性に優れた方式とする。

- ・ CGS（商用電力停電時に1,000kW以上の発電能力を有するもの）を設置し、排熱を有効に活用できるシステムとする。また、CGSの排熱（排温水）は自家消費する。
- ・ 熱源システムは将来にわたり総合エネルギー効率（以下「総合COP」という。）=1.1以上となる性能を有し、運用できること。総合COPは一次エネルギーに基づくものとする。算出方法は、社団法人空気調和・衛生工学会「設備システムに関するエネルギー性能計測マニュアル（SHASE-M 0007-2005）」を参照のこと。

※総合COP算出の補足事項

- 新市庁舎及びYITに供給する熱媒体すべてを対象とする。ただし、YIT側に設置の蒸気設備を除くものとする。
- 消費電力には、専有室にDHC工事にて設置する照明、コンセント、ファンの電力も含むこととする。照明、コンセント、ファンに関しては、省エネルギーを踏まえた運用等を考慮して良い。
- CGSによる発電電力は、消費電力から差し引いて良い。
- 導管による熱ロスを考慮する。
- 電気のエネルギー換算値は、9.76MJ/kWhとする。
- ガスの単位発熱量は、45MJ/N m<sup>3</sup>とする。
- ・ 地下ピットを蓄熱槽として活用する。常時1,000t以上の貯水を必須とし、最大水量3,000tまでの利用が可能である。新市庁舎の断水時は新市庁舎の雑用水として転用する。
- ・ 新市庁舎で雑用水として利用する下水再生水から採熱し、熱効率を向上させる仕組みを取り入れる。
- ・ 新市庁舎で設置する燃料電池から発生する排熱（温水）は新市庁舎が必要とする範囲で利用するが、余剰排熱分については事業者が効率的に利用する。
- ・ 新市庁舎の二次側空調システムと整合性を図るため、フリークーリングが可能なシステムとし、積極的な活用を図ること。
- ・ 事業者は、新市庁舎のエネルギー利用に関する行動（デマンドレスポンス（以下DR）を含む）に対し以下の項目等において協力する。概念図を【参考2 デマンドレスポンス概念図（案）】に示す。
  - DHCプラントで消費する計画エネルギー消費量（時刻別の計画電力量、計画ガス消費量等）について随時事前に新市庁舎へ伝達する。
  - 新市庁舎側からのDRに関する情報（負荷熱量の削減量等に関する情報）を受取った場合は、変動した負荷に応じた最適な施設の運用を行う。
  - 新市庁舎側から電力負荷抑制に関する要請を受取った場合には、DHC施設内でのDR実施等を行う。
  - DHCの熱源運転を効率的に行うため、熱利用者としての新市庁舎側へアドバイスを随時行う。
- ・ 事業者は横浜市が電力会社と契約する電力デマンドを超えないように協力する。

(2) 事業におけるインフラ等

ア 新市庁舎側

- ・ 電力（6,600V 50Hz）は横浜市より有償にて供給する。事業者は、新市庁舎側の受変電設備に影響がないように対策を講じること。（力率改善・高調波対策）
- ・ 都市ガスの引込みは新市庁舎との共通配管（中圧）として本体工事所掌区分とする。  
分岐以降は事業者所掌区分とし、事業者は緊急遮断弁および取引メーターを設け、ガス事業者と直接契約する。
- ・ 上水の引込みは新市庁舎との共通配管として本体工事所掌区分とする。  
分岐以降は事業者所掌区分とし、事業者は取引メーターを設け、横浜市水道局と直接契約する。（下水道も同様）
- ・ 冷却塔ブロー排水は、本体工事設置の構内桝に接続する。
- ・ 採熱のための下水再生水は横浜市が貯水するものを無償にて使用できる。（供給条件は【別紙3 本事業の要求水準】参照）
- ・ 燃料電池からの余剰排熱は横浜市より無償にて供給する。（供給条件は【別紙3 本事業の要求水準】参照）
- ・ 電話など情報通信インフラは、事業者自ら調達、配線敷設及び手配を行う。

#### イ Y I T側

- ・ Y I T内に設置するサブプラントで利用する上水（下水道含む）、電力（3相3線式200V、単相3線式100/200V）はY I T管理組合より有償にて供給する。
- ・ Y I T内に設置するサブプラントで利用する都市ガスは、既設配管から延長し、取引メーター以降は事業者所掌区分とし、事業者はガス事業者と直接契約する。
- ・ 電話など情報通信インフラは、事業者自ら調達、配線敷設及び手配を行う。

#### (3) 需要家の熱需要要求

熱供給方式や熱供給条件を【別紙5 熱供給方式・熱供給条件】に示す。

#### (4) 本事業の要求水準

本事業の要求水準を【別紙3 本事業の要求水準】に示す。また、所掌区分・工事区分を【別紙6 所掌区分・工事区分】、【別紙7 情報通信連携取合い区分図】に示す。

#### (5) 適用法令及び適用基準

関係法令、各種基準については、【参考3 適用法令及び適用基準リスト】に示す適用法令などを参考の上、当該工事設計者・当該工事施工者・運用者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを適用すること。

#### (6) 本事業のリスク分担

本事業に係るリスク分担について、【別紙8 リスク分担表】に示す。需要家は、熱供給契約の締結に至るまでの間、事業者が本事業に関して要する費用について、費用負担の責を負わない。

#### (7) 費用負担区分・料金構成

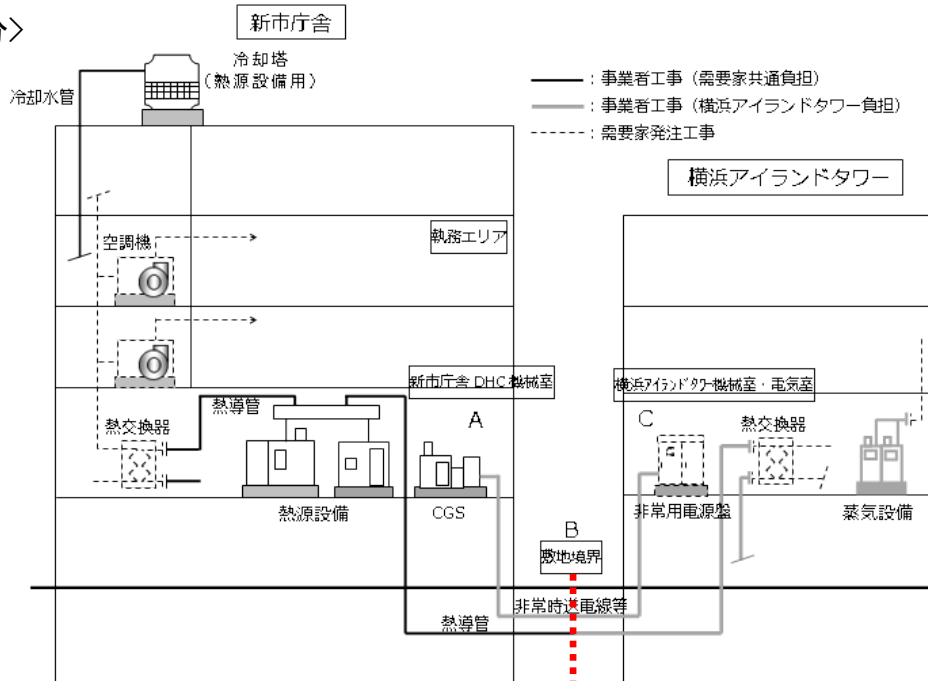
本事業の熱料金条件を【別紙9 熱料金条件】に示す。

費用負担区分、料金構成の概念を次の図及び表に示す。

#### ※「設備使用料」

熱電力の供給に伴うY I Tの専用設備（蒸気設備、敷地境界からY I T側の熱導管、非常時送電線及び連絡用インターホン設備のすべて（設備運用に係る費用（維持管理、更新等）を含む。))については、Y I T管理組合にて設備使用料として個別に負担する。

〈費用負担区分〉



範囲	A	A～B	B～C	A～C
設備	新市庁舎内のDHC所管設備	新市庁舎機械室～敷地境界の熱導管	敷地境界～横浜アイランドタワー機械室間の熱導管	・新市庁舎機械室～横浜アイランドタワー電気室間の非常時送電線及び連絡用インターホ設備 ・蒸気設備
基本設計区分	新市庁舎の設計を行う事業者	新市庁舎の設計を行う事業者	新市庁舎の設計を行う事業者	新市庁舎の設計を行う事業者
実施設計区分	事業者	事業者	事業者	事業者
工事区分	事業者	事業者	事業者	事業者
管理区分	事業者	事業者	事業者	事業者
費用区分	需要家共通	需要家共通	Y I T 管理組合	Y I T 管理組合

〈料金体系〉

		基本料金単価		従量料金単価	備考			
		熱源設備費・運転監視費・保守点検費・修繕費・賃料など		電気、ガス代・薬品費など				
冷熱系	冷水	横浜市	共通	共通				
		Y I T 管理組合						
	中温冷水	横浜市						
		Y I T 管理組合						
温熱系	温水	横浜市	共通	共通				
		Y I T 管理組合						
	蒸気	横浜市				—	—	設備使用料は事業者特定後の協議により決定
		Y I T 管理組合				設備使用料※	温水と同料金設定	
横浜アイランドタワー専用設備 ・敷地境界以降の熱導管 ・非常時送電線 ・連絡用インターホ設備		横浜市	—	—	設備使用料は事業者特定後の協議により決定			
		Y I T 管理組合	設備使用料※	(非常時送電の従量料金は事業者が横浜市へ供給する電力料金単価と同一とする。)				



#### (8) 熱供給開始時期及び、Y I T切替条件

- ・ 新市庁舎への熱供給開始時期は、「5 (2) 本事業の流れ」記載の通りとするが、新市庁舎本体工事の空調機器等の試運転に合わせ、平成31年10月中旬より試運転調整（新市庁舎工事試運転と合同）ができるように工事を完了させること。
- ・ Y I Tへの熱供給開始時期は、「5 (2) 本事業の流れ」記載の通りとするが、Y I Tの運営に支障がないよう、時期、切替方法等についてY I T管理組合及び現在の熱供給を行う事業者と十分に協議し、空調停止期間が極力短くなるように、配管接続工事・試運転を計画すること。

#### (9) 運営について

- ・ 本事業の保有施設（以下「本施設」という。）の整備・運営に際しては、事業者が本施設を設計・施工するとともに、維持管理・運営を一貫して行う趣旨に鑑み、設計・施工、維持管理・運営全ての期間にわたって、適正な整備及び維持管理のもと、本施設の機能及び性能を全うするために、事業者の責任と判断により必要な機械設備工事、電気設備工事、建築工事等を行い公共性を認識し、善良なる管理者の注意をもって維持管理・運営を遂行するものとする。
- ・ 本施設の保守業務として、緊急時に即座に対応できる体制を構築し、保守を行うこと。また、非常時には、停電発生から10時間以内にY I Tへ非常時手動で送電できる体制を整えること。

#### (10) 熱供給の廃止及び熱供給契約の解約

- ・ 事業者が熱供給事業を廃止し、熱供給契約を解除しようとする場合は、需要家と事前に協議を行い、協議期間中は需要家への熱供給を継続すると共に、次事業者へ円滑な引継ぎを完了し、次事業者の供給が開始されるまでは熱供給を廃止できないこととする。
- ・ 新市庁舎及びY I Tが熱供給を廃止する場合は、廃止予定日より1年以上前より協議を開始するものとする。
- ・ 熱供給の廃止、熱供給契約を解約する場合は、事業者の負担により占用部を現状復旧する。

### 7 スケジュール

熱供給開始までの日程（予定）は以下の通りとする。

また、熱供給開始までのフローを図1に示す。

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| ・ 基本協定締結協議   | 事業候補者の特定結果の通知～ 平成28年12月上旬 |
| ・ 基本協定書の締結   | 平成28年12月中旬                |
| ・ 設計・施工      | 平成28年12月中旬～ 平成31年10月中旬    |
| ・ 試運転調整      | 平成31年10月中旬～ 平成32年1月下旬     |
| ・ 熱供給契約締結    | 平成31年12月頃                 |
| ・ 新市庁舎熱供給開始  | 平成32年2月1日                 |
| ・ Y I T熱供給開始 | 平成32年5月31日まで（今後協議）        |

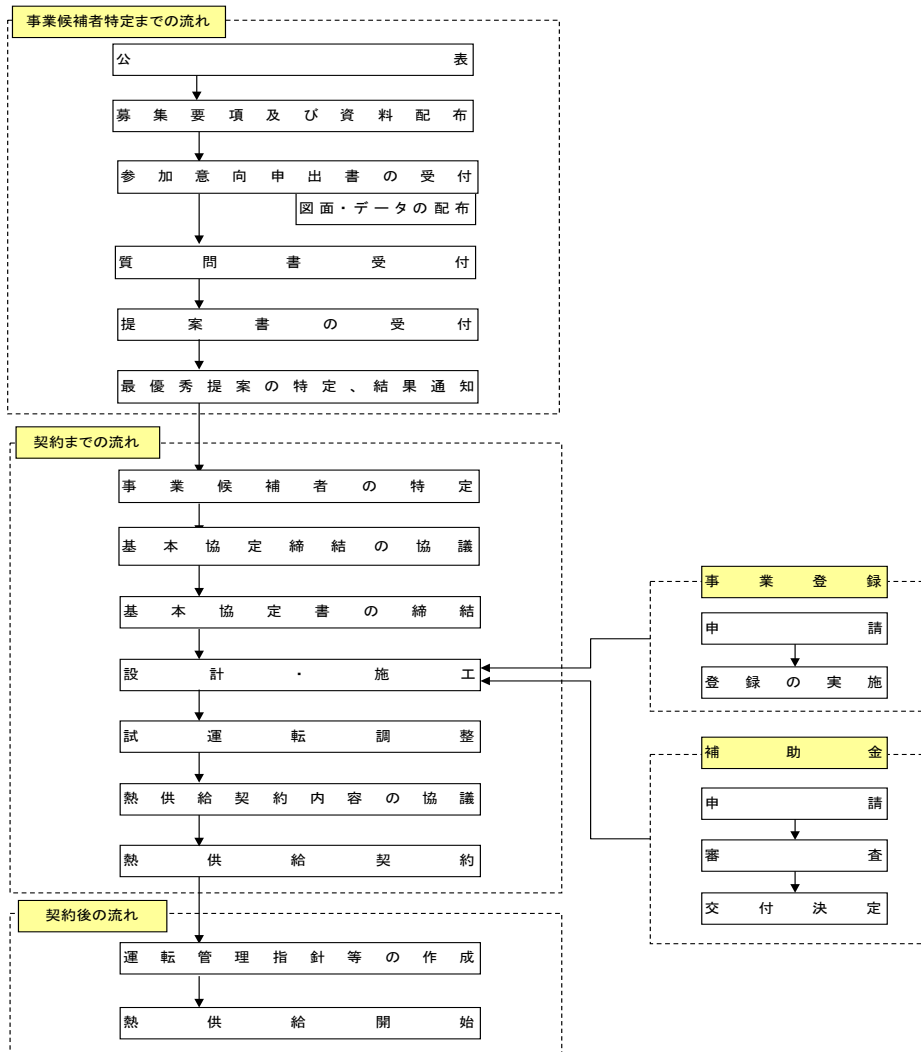


図1 熱供給開始までのフロー

## 8 プロポーザルにおける提案の扱い

- 熱供給契約の締結に至った場合に規定する熱料金単価は、原則として、提案された「熱料金単価」に、事業者募集要項に規定する燃料調整による見直しの計算を行った価格とする。
- 将来に渡り、提案された「総合COP」以上の効率で運用しなければならない。
- 提案された内容は、特段の事情がない限り、原則履行しなければならない。ただし、連携連絡会において合意を得た場合はこの限りではない。

## 9 その他

- 本施設的能力及び性能は、事業者の責任により確保すること。また、事業者は事業者募集要項に明示されていない事項であっても、事業者が提出した提案書に基づく性能、機能を確保するために必要なものは、事業者の責任で設計・施工、維持管理・運営を行うこと。
- 事業者募集要項に定めのない事項、想定されなかった事象が生じた場合、または、募集要項及び提案書等で定める条件等を変更することが地区としての最適化を図るのに合理的として、需要家、事業者いずれかから協議の申し出がなされた場合は、互いに協力し、解決に向けた協議を行うこととする。

## ＜用語の定義＞

事業者募集要項において使用する用語の定義は、次の通りとする。

## 1 「事業者」

「事業者」とは、「横浜市北仲通南地区熱供給事業プロポーザル事業者募集要項」に基づき、横浜市及びY I T管理組合と熱供給契約を締結した者をいう。

「事業者」は、熱供給契約締結前は「事業候補者」「事業予定者」と読み替える。

## 2 「事業候補者」

「事業候補者」とは、「横浜市北仲通南地区熱供給事業プロポーザル事業者募集要項」に基づき、候補者として特定された者をいう。

## 3 「事業予定者」

「事業予定者」とは、基本協定締結に至った「事業候補者」のことをいう。

## 4 「事業者募集要項」

「事業者募集要項」とは、「横浜市北仲通南地区熱供給事業」プロポーザル事業者募集要項の事業説明資料、提案書作成要領、提案書の評価項目・評価基準をいう。

## 5 「Y I T管理組合」

「Y I T管理組合」とは、横浜アイランドタワー管理組合をいう。構成員は、独立行政法人都市機構及び横浜市（文化観光局）である。また、当該管理組合は、区分所有法第25条に規定する管理者が存在し、各構成員を取りまとめている。

## 6 「本体工事」

「本体工事」とは、横浜市市庁舎移転新築工事をいう。

## 7 「基本設計者」

「基本設計者」とは、本体工事及び当該工事の基本設計を行う「竹中・西松建設共同企業体」のことをいう。

## 8 「当該工事設計者」

「当該工事設計者」とは、「事業者」のうち当該工事の実設計業務を行う者をいう。

## 9 「当該工事施工者」

「当該工事施工者」とは、「事業者」のうち当該工事の施工業務を行う者をいう。

## 10 「運用者」

「運用者」とは、「事業者」のうち本施設の運営業務を行う者をいう。

## 11 「質問書」

「質問書」とは、プロポーザル事業者募集に当たって、公募者が交付した資料に対して提案に参加する意思がある者が質問受付期間に疑義を表わした書面をいう。

## 12 「質問回答書」

「質問回答書」とは、質問受付期間にプロポーザル事業者募集に当たって、提案に参加する意思がある者からの質問書に対して、公募者が回答した書面をいう。

## 22 「本施設」

「本施設」とは、本事業の保有施設で供給施設・受入施設をいう。

## 23 「供給施設」

「供給施設」とは、熱電力供給設備、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいう。

24 「受入施設」

「受入施設」とは、受入管、しゃ断弁、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに付属する施設並びに非常送電用電力ケーブル、連絡用インターホン設備をいう。

25 「使用施設」

「使用施設」とは、需要家の建物内施設のうち受入施設を除く施設をいう。

26 「熱電力供給設備」

「熱電力供給設備」とは、本事業の運用に必要な設備をいう。

27 「設計」

「設計」とは、熱電力供給設備の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。

28 「施工」

「施工」とは、熱電力供給設備の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。

29 「当該工事」

「当該工事」とは、事業者募集要項に従って、熱電力供給設備を完成するための工事をいう。

30 「別途工事」

「別途工事」とは、【別紙6 所掌区分・工事区分】に示す当該工事以外の工事をいう。

31 「B工事」

「B工事」とは、当該工事のうち、事業者の費用負担を想定し、本体工事の施工者及びY I T管理組合の手配する施工者が行う予定の工事をいう。

32 「総管理業務」

「総管理業務」とは、新市庁舎が一つの建物として機能するように、別途工事に対して、本体工事の設計・施工者が総合的に調整・管理を行う業務をいう。

33 「熱媒体」

「熱媒体」とは、冷水、中温冷水、温水、飽和蒸気（蒸気）および凝縮水をいう。

34 「導管」

「導管」とは、熱源機器から元弁等に至る冷水管、中温冷水管、温水管および蒸気管をいう。

35 「専用ケーブル等」

「専用ケーブル等」とは、非常送電用の専用電力ケーブル及び連絡用インターホン設備をいう。

36 「元弁」

「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則として需要家ごとに冷水管、中温冷水管、温水管および蒸気管に取り付けるものをいう。

37 「受入管」

「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの冷水管、中温冷水管、温水管および蒸気管をいう。

38 「供給制御装置」

「供給制御装置」とは、需要家への熱媒体の流入状態および需要家からの熱媒体の返送状態を管

理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいう。

39 「計量器」

「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいう。

40 「圧力」

「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいう。

41 「契約容量」

「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいう。

42 「特定計量器」

「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいう。

43 「消費税等相当額」

「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

44 「税抜」

「税抜」とは、消費税等相当額加算前の金額をいう。

<本事業の要求水準>

## 第1 設計・施工に関する総則

### 1 一般事項

#### (1) 設計

本体工事の設計者が基本設計図書として作成した基本設計図、熱源構成案、電源構成案及び省エネルギー施策の考え方を【参考4 基本設計図書】に示す。これらの資料は需要家が要求する機能と性能の原則を規定するものであり、本事業説明資料「6-(1) システム構成の前提条件」等の内容を除き、具体的仕様及びそれらを構成する個々の機器などについては、基本設計の理念を踏まえ、提案者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。

事業者は、基本協定締結後直ちに、提案書を基に、横浜市、Y I T管理組合及び本体工事の設計・施工者との調整が必要な内容について確認を受けた後、以下の点に留意し本施設の設計に取りかかること。

- ・ 本施設の実施設設計時には、基本設計者の協力を仰ぐこと。また、本体工事の実施設設計と整合をとって進め、手戻り、調整不足による本体工事に関わる設計変更等が生じないように連携して進めること。
- ・ 本施設の実施設設計にあたり、本体工事の設計に変更が必要になった場合には、連携連絡会に書面にて申し入れをするとし、本体工事設計者に直接申し入れはしない。
- ・ 本体工事の施工者の統括のもと、当該工事の設備等を含めた総合図を作成する。当該工事設計者は図面データの提供を行うと共に、他の設備等との調整を行い、施工図に反映させること。

#### (2) 登録及び許認可等

事業者は設計・施工に伴う法令等で定められた各種申請等の手続きに対し、事業スケジュールに支障のないよう実施し、その経費を負担すること。登録、許認可及び届出に関して、連携連絡会にて内容を開示し承諾を得た後に行うこととする。

建築確認申請は、本体工事の設計者との連名での申請とする。（「その他設計者」として記載）

なお、本体工事着工時の建築確認申請は基本設計の内容に基づき基本設計者が行う。本体工事変更申請にあたって、変更の生じる場合は変更申請業務を含め対応を行うこと。ただし、構造要件に大きく関わる部分に変更できないため、本体工事の設計者と調整のうえ実施設計を行うこと。

また、本施設の実施設設計にあたり、Y I Tの建築確認申請が必要になった場合には、連絡協議会に書面にて申し入れをする。

#### (3) 補助金取得

補助金の取得は積極的に行うこと。申請手続きに対し、事業スケジュールに支障のないよう実施し、その経費を負担すること。補助金の申請内容及び申請状況について、連携連絡会にて情報を開示すること。

#### (4) 施工管理

- ・ 事業者は本体工事及びその他の工事との調整を率先して行い、本体工事の総合管理業務に協力すること。
- ・ 事業者はY I T管理組合の維持管理者との調整を率先して行い、円滑なビル運営に協力する

とともに、Y I Tの運営に大きな影響のないエネルギー供給切替を行うこと。

- ・ 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、工事の進捗状況について連携連絡会にて報告すること。

## 2 設計条件

### (1) 業務内容

事業者は、本事業に必要な本施設（機械設備、電気設備、建築等）の設計業務を実施する。

### (2) 施設条件

#### ア 構造条件

- ・ 施設については、自重、積載荷重、風圧、水圧、地震動、その他本施設の稼動中に予測される振動及び衝撃等に対して安全を確保すること。
- ・ 主な室の設計用荷重は、下記表に示す数値を基準とする。下記表は、設備機器重量、設備基礎重量、遮音天井、吊り配管荷重及び振動対策に必要なシンダーコンクリート等の重量を含んだ値とする。ただし、PH1階冷却塔置場については、防水押えコンクリートの重量は下記値に含まず、本体工事で考慮している。

室名称		床・小梁 設計用	柱・梁 設計用	地震荷重 設計用
新市庁舎	地下2階蓄熱用熱源機械室	地下1階床	13,000N/m <sup>2</sup>	3,000N/m <sup>2</sup>
		地下2階床	31,000N/m <sup>2</sup>	16,000N/m <sup>2</sup>
	4階熱源機械室	5階床	13,000N/m <sup>2</sup>	3,500N/m <sup>2</sup>
		4階床	20,000N/m <sup>2</sup>	16,000N/m <sup>2</sup>
	4階DHCサブ変電室	5階床	600N/m <sup>2</sup>	600N/m <sup>2</sup>
		4階床	13,000N/m <sup>2</sup>	9,000N/m <sup>2</sup>
PH1階冷却塔置場	床	12,500N/m <sup>2</sup>	9,000N/m <sup>2</sup>	
Y I T	4階熱源機械室	床	機械重量 0.7 t/m <sup>2</sup>	

- ・ 各機器の据え付けの耐震クラスはすべてSクラスとする。また、主要機器などの据え付けに際して、地震力に対して転倒、横滑り、脱落、破損などを起こさないようにすること。

なお、耐震対策及び施工については、最新版の「建築設備耐震設計施工指針（日本建築センター）」によること。

#### イ 設備計画条件

- ・ 需要家側において、受入施設の二次側に熱交換機を設けることを前提とする。（ブリードイン方式としない）
- ・ 冷却塔補給水槽は1日使用量分を確保する。
- ・ 冷却塔は白煙防止型とする。
- ・ 新市庁舎で雑用水として利用する下水再生水からヒートポンプにより採熱を行い、DHC熱製造の一部とする。供給量は180m<sup>3</sup>/日程度とし、下水再生水の温度は夏期25℃程度、冬期15℃程度で利用するものとする（温度差は10℃以内とする）。
- ・ 新市庁舎で設置する燃料電池から発生する排熱（温水）は新市庁舎で利用するが、余剰排

熱分については事業者が効率的に利用する。排熱温水の供給時間帯は概ね 22 時～翌 7 時、排熱温水は 80～90℃程度とし、熱量は最大で約 80kW とする。（※数値は参考とする）

- ・ C G S（商用停電時に 1,000kw 以上の発電能力を有するもの）を設置し、排熱を有効に活用できるシステムとする。また、C G Sの排熱（排温水）は自家消費する。
- ・ C G S等の煙突は、径 800 mm（熱源設備用×1、C G S用×1）で本体工事にて計画する。
- ・ 地下ピットに最大水量 3,000 t（水深 3,000mm）の蓄熱槽を本体工事にて計画する。蓄熱槽は、最低 1,000 t は活用する計画とし、常に 1,000 t 以上の水量を確保する。非常時には非常用雑用水貯留槽に転用し、水源は新市庁舎のトイレ洗浄水などの雑用水として活用する。非常時利用にも配慮し、必要な水質管理を行うこと。
- ・ 上水配管、ガス配管の引込み口径は、基本設計図書にある口径以下で計画する。

#### ウ 騒音、防振対策

- ・ 騒音・振動に関しては、近接する室（上下階を含む）が【別紙4 騒音振動値規制平面図】を満たすよう、低騒音型機器の採用、防振架台の設置などにより、設備機器からの騒音の発生及び伝搬を抑制すること。
- ・ 全ての床貫通部は床版に振動を伝えないよう振動絶縁の措置を行う。
- ・ 屋外騒音の基準値は関連法規に準ずる。

#### エ 室条件

- ・ 本事業で使用できる室の建築的条件は下記表及び【参考4 基本設計図書】の通りとする。

室名称	面積 (㎡)	階高 (mm)	天井高さ (mm)
新市庁舎			
4階熱源機械室	1,158	6,400	—
4階諸室（管理室・サブ変電・事務）	297	6,400	—
4階受水槽（見付面積）	29	6,400	—
地下2階蓄熱用熱源機械室	481	4,500	—
地下1階受水槽（見付面積）	93	4,700	—
PH2階冷却塔置場	1,139	断面参照	—
PH1階冷却塔補給水槽（見付面積）	69	断面参照	—
Y I T			
4階熱源機械室	319.56	5,950	5,640

- ・ 新市庁舎内における熱供給保守業務に必要な施設として、事務室、監視室、更衣室、トイレ等を想定し、基本設計図書に示している。基本設計図書に示す室及び法的に必要な設備は本体工事所掌とするが、それ以上の室や設備が必要な場合は、書面にて連携連絡会に申し入れをし、承諾を受けた後、「B工事」として本体工事の設計者・施工者に依頼すること。
- ・ 想定される搬出入口を【参考4 基本設計図書】に示す。
- ・ 4階の外壁搬出入口は、新市庁舎の機器搬出入においても用いることを想定し、計画すること。



**オ 情報通信連携**

- ・ 新市庁舎及びY I Tとの中央監視・防災設備・電話・連絡用インターホンなど連携の在り方・取合い区分は【別紙 7 情報通信連携取合い区分図】の通りとする。
- ・ 新市庁舎監視室及びY I T監視室に、副監視装置を設置し、供給温度・供給水量等を 24 時間監視できるようにする。

**カ 機器・計器類**

本施設で使用する機器・計器類については、設計に基づき適切に選定した仕様とするとともに、信頼性、耐久性、維持管理性に優れた機器、材料を選定すること。

取合い区分については、下記及び【別紙 7 情報通信連携取合い区分図】を参照のこと。

- ・ 受入施設のうち、事業者所有の計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁は事業者の負担とし、取付工事費は新市庁舎は本体工事、Y I Tは設備使用料としてY I T管理組合が負担する。ただし、特別な計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁を設置する場合は、需要家負担（Y I Tは設備使用料として負担）とする。
- ・ 特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、事業者負担とする。
- ・ 供給施設と受入施設の接続の工事とその工事費用は需要家負担とするが、Y I T側の接続については事業者が工事を行い、設備使用料としてY I T管理組合が負担する。

**キ 施設の安全対策、維持管理性**

- ・ 災害や停電等の緊急時は、ガス遮断、圧力の異常上昇防止、緊急停止を行うなど、本施設を安全に停止できるシステムとすること。
- ・ 災害時、故障時等の安全対策として、インターロック回路の構築等を行うこと。
- ・ 新市庁舎、Y I Tの設備との干渉をなるべく避け、維持管理等に支障がないように計画すること。
- ・ 屋上に設置する機器や配管等は、建物屋上の防水改修工事等において支障とならないよう、作業空間の確保や支持方法について考慮した計画とすること。
- ・ 需要家が建物施設を維持する上で、当然に行う点検、修繕等の支障とならないように計画する。支障となり、移設、仮設等が必要となった場合は、原則事業者の負担で行う。

**ク 設計成果物**

当該工事の設計者は、実施設計図書を作成し、連携連絡会に提出のこと。実施設計図書の内容は、別途協議とする。

当該工事の設計者は、熱供給開始前に実施設計図書をベースとした竣工図書を作成し、連携連絡会に提出のこと。竣工図書の内容は、別途協議とする。

**ケ その他**

- ・ 設備更新をスムーズに行えるよう、設備システム、機器レイアウト、機械室配置、更新を考慮したスペースの確保、更新時機器搬出入ルート等の計画を行うこと。
- ・ 事業者は、実施設計において、募集要項に示された新市庁舎の建築計画に変更が生じた場合においても、柔軟に対応すること。
- ・ Y I Tにおいて、現状、熱供給を実施している事業者所有の熱源設備が、供給施設の構築

上支障となる場合には、円滑な設備切替に向けた仮設設備の計画、工事を行うなど、Y I Tの運用を妨げないような計画とすること。

- ・ Y I T内の工事（配管敷設・搬出入）に伴って既存の構造体を開口するなどの対応が必要となる場合には、Y I T管理組合の管理の元、Y I T管理組合と協議、調整を行うとともに、建物強度に支障のないよう適切に補強、復旧等を行うこと。

### 3 施工条件

#### (1) 施工時の管理、調整

ア 新市庁舎内で行う当該工事は、本体工事の施工者による総合管理の元に行い、総合管理業務に協力すること。

なお、本体工事の施工者に依頼している総合管理業務は下記の通りであり、期間は本体工事着工日から平成32年5月29日までである。

- (ア) 総合管理に係る業務
  - ・ 設計の調整
  - ・ 総合図の調整・取りまとめ
  - ・ 総合で行う必要のある各種試験の調整・取りまとめ
  - ・ 工事に伴う各種会議体の取りまとめ
  - ・ 性能検証業務の調整・取りまとめ
  - ・ 本体工事に係る設計変更リスト、懸案事項等の作成・調整・取りまとめ
  - ・ 工事検査の取りまとめ
  - ・ 完成図等の取りまとめ
  - ・ 施設説明書の取りまとめ
  - ・ 取扱説明書の作成と説明
  - ・ かし点検の取りまとめ（本体工事引渡し後6か月、1年、2年）
  - ・ 品質管理に係る業務
- (イ) 工程に係る業務
  - ・ 工程について、別途工事施工者等と調整を行うこと。
- (ロ) 安全管理に係る業務
- (ハ) 揚重管理に係る業務
- (ニ) 仮設設備管理に係る業務
- (ホ) 発生材（建設廃棄物等）の処理に係る業務

イ Y I T内で行う当該工事は、Y I T管理組合の管理の元に行い、Y I T管理組合と協議、調整して進めること。

#### (2) 施工時の留意点

事業者は、本事業に必要な施設の施工（機械設備工事、電気設備工事、建築工事等）を実施する。また、事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針を遵守するとともに、連携連絡会に施工計画書を提出し承諾を受け、施工計画書に従い施設の施工を実施する。

事業者は、施工において以下の点に留意する。

- ・ 事業者は、総合管理者による各種作業の調整を行った後、施工計画に反映させる。
- ・ 事業者は、工事進捗状況を本体工事の施工者と適宜連絡調整を行い、連携連絡会に報告するほか、本体工事の施工者や連携連絡会から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行

うこと。

- ・ 事業者は、近隣及び工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。
- ・ 事業者は当該工事にあたり、やむを得ず本体工事の設計変更・追加工事の必要が生じた場合には、連携協議会に書面で申し入れるものとし、直接本体工事の施工者に申し入れをしない。

### (3) 施工工程

本体工事施工者は、当該工事の期間、試運転の時期、完了を以下のように想定している。当該工事の着工前に、本体工事施工者と調整を行った後、施工計画に反映させること。

なお、本体工事は平成31年8月中旬を受電日と計画している。事業者は受電日に影響を与えない工程とすること。また、試運転調整は本体工事と連携、調整して行う。

- ・ 蓄熱槽周辺工事：平成31年5月上旬～平成31年10月中旬
- ・ 縦配管工事（4階機械室～屋上等）：平成30年8月上旬～平成31年4月下旬
- ・ 4階機械室内工事：平成31年1月上旬～平成31年10月中旬
- ・ 屋上工事：平成31年7月上旬～平成31年10月中旬
- ・ 建屋受電：平成31年8月中旬
- ・ 試運転調整：平成31年10月中旬～平成32年1月下旬

### (4) 施工時間

#### ア 新市庁舎

- ・ 日曜日、年末年始、お盆期間中に工事の施工を原則として行わない。施工時間帯は午前8時から午後6時までとする。ただし、開始前1時間、終了後1時間の準備・後片付けは許容する。
- ・ 上記の事項は、本体工事の施工者のもとで、需要家並びに地域住民からの承諾をあらかじめ受けた場合は、この限りではない。
- ・ 本体工事の地元調整などにより変更となった場合は、その取り決めに従う。

#### イ Y I T

- ・ 長時間かつ大量の搬入・搬出作業が伴う場合は、土曜日、日曜日、祝日とすること。
- ・ 騒音・振動が発生する作業が伴う場合は、土曜日、日曜日、祝日とすること。ただし、地下2階～1階の作業については別途協議とする。

### (5) 施工管理

- ・ 事業者は、事業者募集要項、提案書等の内容が満足されるよう、施工計画書に基づき本施設を施工する。
- ・ 事業者は、施工に先立ち予め工事工程計画を連携連絡会に提出し、承諾を受けること。特に既設設備との取合いがある箇所については横浜市およびY I T管理組合との調整を密に行い、施設運用に影響を与えない施工を行うこと。
- ・ 施工計画書と異なる施工や、安全性、維持管理性などに支障があるとして、事業者が行う施工等に対して連携連絡会から是正指示があった場合は、是正方法を協議の上対応する。
- ・ 第三者からも、配管系統、機器名称などが理解されるよう、分かりやすい文字表示、色表示を行う。また、機械室内に全体システム構成図を掲示する。

- ・ バルブ、計器、操作盤などには、誤操作防止のための対策をすること。
- ・ 事業者は工事の施工にあたっては、周辺住民等に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めること。
- ・ 工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害及び補償費等は、事業者の負担において誠意をもって速やかに解決すること。
- ・ 既設施設、埋設物及び構造物に損傷を与えたときは、直ちに関係者に報告するとともに事業者の責任において復旧すること。
- ・ 事業者は工事中必ず現場代理人を常駐させること。
- ・ 事業者は火気を使用する工事を行う場合は、総合管理者の指示に従うこと。
- ・ 事業者は、本体工事の施工工程を考慮し、施工方法の合理化等に積極的に取り組むこと。なお、配管ユニット化工法等を採用する場合の所掌区分は【別紙6 所掌区分・工事区分】を参照すること。

**(6) 事業者の相互協力**

事業者は、本体工事又は関連工事の施工者及び関係者と相互に協力し、施工しなければならない。

**(7) 後片付け**

事業者は、工事の全部又は一部の完成に際して、現場内の清掃、器材等仮設物の撤去・片付けを行い、整然とした状態にするものとする。

**(8) 事故報告**

事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに本体工事の施工者及び連携連絡会に報告しなければならない。

**(9) 環境対策**

- ・ 事業者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- ・ 事業者は、大気汚染防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の法令、条例等を遵守し環境対策を行うこと。
- ・ 事業者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに本体工事の施工者及び連携連絡会に報告し、本体工事の施工者及び連携連絡会の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に刻しては、事業者は、本体工事の施工者と協議し対応しなければならない。

**(10) 諸法令の遵守**

- ・ 事業者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、需要家に及ばないようにしなければならない。

**(11) 官公庁への手続き等**

- ・ 事業者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- ・ 事業者は、工事施工にあたり事業者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等

を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は連携連絡会の指示を受けなければならない。

- ・ 事業者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- ・ 事業者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、事業者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- ・ 事業者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。事業者は、交渉に先立ち連携連絡会に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- ・ 事業者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時連携連絡会に報告し、指示があればそれに従うものとする。

#### (12) 保険の付保・事故の補償及び提示

- ・ 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- ・ 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- ・ 事業者は、建設業退職金共済制度に加入し、工事現場に「建設業退職金制度適用事業主現場」標識の掲示をしなければならない。
- ・ 事業者は、建設労災補償共済制度に加入し、加入証明書等の「建設労災補償共済等確認書」により労災保険関係の項目(保険関係成立年月日、労働保険番号)が常時工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。
- ・ 事業者は、普通火災保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険等の保険に加入しなければならない。

#### (13) 施設の保全

既設施設、埋設物及び構造物を汚染又はこれらに損傷を与えるおそれがある時は、適切な養生を行うものとし、これらに損傷を与えた時は、すみやかに事業者の責任で復旧しなければならない。

#### (14) 仮設設備

- ・ 工事期間中に材料倉庫、現場事務所などの仮設物(事業者詰所、休憩所、工作小屋、材料置場、便所等)を設置する場合は、敷地外に場所を確保し、事業者の責任において計画のこと。なお、仮設物の設置にあたっては、関係法規を守らなければならない。
- ・ 一時的な仮置き場、加工場等は、本体工事との協議による。
- ・ 共用で使用する仮設足場(外部共用足場・内部共用足場)については、本体工事の施工者にて設置・保守・撤去までを行う。使用に際しては、事前に協議を行うこと。それ以外に、当該工事施工者が個別に架設する足場については、本体工事の施工者と協議の上、事業者の責任において設けると共に、堅牢、安全に築造し、常に維持に注意しなければならない。

- ・ 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- ・ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
- ・ 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更・解体等の点検を実施し、第567条第3項及び第655条第2項によりこれを記録し、保存する。なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災防止総合対策推進要綱の改正について(安全衛生部長・平成27年5月20日付け基安発0520第1号)による「足場等の種類別点検チェックリストの例」に基づくものとする。
- ・ 足場での作業がある場合には、足場の設置者であるかに関わらず、責任者を定めて日々の作業開始前に労働安全衛生規則第567条第1項に基づく点検及び補修を実施する。
- ・ 仮設照明設備、仮設動力設備、仮設用水・排水設備、仮設換気(排気)設備は、事業者の責任において、設置・保守・撤去までを行う。

#### (15) 揚重設備

- ・ 揚重設備(揚重機・荷物用リフト・荷受けステージ他)の設置・運用・保守点検管理、オペレータ選任は、本体工事にて行う。使用に際しては、事前に協議を行うこと。
- ・ 本設エレベータの仮設使用にかかわる、運用管理・オペレータ選任、養生及び養生の保守は本体工事の施工者にて行う。使用に際しては、事前に協議を行うこと。
- ・ 事業者は本体工事で設置する揚重設備の性能について、本体工事の施工者が設置する前に確認するものとし、揚重設備の変更・補強等が必要な場合は、書面にて連絡協議会に申し入れるものとする。

なお、計画されている揚重設備からの変更・補強等は事業者の負担とする。

- ・ 揚重設備の使用は本体工事の施工者の指示に従うものとし、事業者事由による時間外の使用、搬入時間の遅延による使用時間の延長、揚重設備設置期間の延長等は、事業者の負担とする。
- ・ 本体工事の施工者が設置する揚重設備によらず、事業者独自で計画・設置する揚重設備は事業者の負担とする。設置に際しては、本体工事の施工者と事前に協議を行い了解を得るものとし、揚重設備の使用にあたっては、その為の警備やヤード管理等を含む安全管理を事業者の責任で行う。

#### (16) 工事標示看板

事業者は、工事現場の一般通行人に見やすい場所に、工事名、事業の目的、事業概要、工事の内容、工事概要、工事事業者名、同現場責任者名、電話番号を記載した、「工事標示看板」を設置しなければならない。

#### (17) 発生材(建設廃棄物等)

- ・ 当該工事の現場搬入時及び現場作業での発生材は、当該工事所掌において適切に廃棄する。建設副産物(建設発生土等及び建設廃棄物)の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資

源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により適正に行うとともに、再使用、再生利用に努めること。

- ・ 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、「石綿障害予防規則」に基づく必要な措置に係る事項については、連携連絡会にて協議すること。

#### (18) 地域貢献

- ・ 事業者は、地域経済の活性化や現場周辺の環境保全等に努め、地域貢献に配慮すること。
- ・ 工事中の地域貢献として、事業者は本体工事の施工者が企画する近隣一斉清掃、地域見学会等地域貢献プログラムに協力すること。

#### (19) アスベスト含有建設資材の使用禁止

原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。

#### (20) 工事中の安全確保

事業者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ピット内作業を行う場合は、「労働安全衛生法」第 14 条の規定に基づく酸素欠乏危険作業主任者を選定し、作業開始前に酸素濃度を測定し、安全(酸素濃度 18%以上)を確認したうえで、特別教育を受講した者が施工を行うこと。また、作業中は送風機により換気を十分行う。その他については酸素欠乏症等防止規則に基づく措置を行うこと。

#### (21) その他

- ・ 事業者は工事場所に搬入する資材等については自らの責任で保管管理を行うこと。
- ・ 事業者は本体工事の施工者が行う「かし点検」(本体工事引渡し後 6 か月、1 年、2 年)に立ち会うこと。

#### (22) 防水対策及び補償

- ・ 事業者は、占用する機械室に漏水対策のためのアスファルト防水、塗膜防水等による防水施工を行う。4 階機械室については、アスファルト防水とする。
- ・ 事業者は、本事業で設置する配管、機器等の熱電力供給設備から漏水等が起こらないよう事前に対策を確実にを行うこと。また、万が一漏水等が起こった場合でも需要家への被害が最小限となるよう対策を行うこと。
- ・ 事業者は、事業者の責に帰する事象により、本事業で設置する配管、機器等の熱電力供給設備から漏水等が発生し、それに伴い需要家や第 3 者等に被害が生じた場合は、被害を被った相手方へ補償を行うこと。

## 第 2 維持管理・運営総則

### 1 対象施設、設備

- ・ 本施設
- ・ 占用部分の施設及び設備

### 2 維持管理・運営条件

#### (1) 業務内容

維持管理・運営業務の実施に際しては、熱供給事業法及び電気事業法に基づく業務、及び以

下に示す業務を行うこと。

なお、熱供給の停止は、真にやむを得ない場合を除き、原則認めない。

ア 本施設の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定める

イ 運営連絡会(月1回開催)を主宰し、需要家への業務月間報告及び運転効率に関する協議、報告の実施

ウ 本施設の保安管理体制構築

エ 保安のための巡視、点検及び検査

オ 供給施設の運転操作、監視

カ 災害その他非常の場合の措置

キ 保安に関する教育及び訓練

ク 熱導管の工事

ケ 他工事に関する導管の維持及び運用

(他工事：熱導管が影響を受けるガス、上下水道、通信・電気等の工事)

コ 保安記録作成

サ 保全計画、修繕、更新

シ システム効率の維持

ス 施設管理者が行う調査等への協力

セ 本施設の電気設備の点検及び電気主任技術者への報告

ソ 電力需給状況及び、新市庁舎の電力デマンド監視

## (2) 業務書類等

事業者は、事業の履行にあり、次の書類を定められた期間内に提出すること。

### ア 年間維持管理計画書

毎事業年度の開始の30日前までに、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、運営連絡会での確認を受ける。

なお、年間維持管理計画書を構成する各諸事項の作成要領は次の通りとする。

#### (ア) 年間取扱い熱量

想定される年間熱取扱い熱量を記載する。

#### (イ) 組織体制

事業者は総括責任者を定め、業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、総括責任者のもとで、「2-(1) 業務内容」に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制、責任者の配置に関する体制、従事者体制、緊急時体制等を具体的に記載すること。

#### (ウ) 故障・事故発生時の対応に関する計画

事故を未然に防ぐための日々の管理手法等の考え方及び事故発生時における、初期対応方法、二次被害拡大防止対策、施設機能確保対策等を、設備機器のバルブ切替操作、最低限の部品等の確保、施設との連携などに触れ、具体的に記載すること。

また、人身事故、電気事故、火災事故、埋設物事故等の事故ごとの対応に関する計画を具体的に記載すること。

### イ 業務月間計画書



当該月に係る業務月間計画書を提出すること。

**ウ 業務月間報告書**

当該月に係る業務月間報告書を提出すること。

- ・ 熱源システムの運転データ、評価分析及び提案で示された総合COP維持に関する報告
- ・ 熱料金の原燃料調整に関する算出資料

**エ 適時に提出する書類**

次の書類を適時、提出すること。

- ・ 故障事故報告書
- ・ その他必要なもの

**(3) 管理運営体制**

事業説明資料「6 (9) 運営について」に記載の内容の他、以下の点に留意すること。

- ・ 監視体制は、平日、休日に関わらず24時間有人管理とし、常時複数人の体制とする。
- ・ 本事業を管理する責任者として、エネルギー管理士、技術士（衛生工学部門）のいずれかの資格を所有する者を選定し、運営連絡会への出席、データ分析、需要家への助言などを通して、本事業の最適な運営を統括する。
- ・ 修繕、更新は計画的に行い、安定供給、運転効率の維持に努めるとともに、揚重等による周辺地域の交通制限等も最小限となるようにする。
- ・ 修繕、更新の工事の際も、【別紙3 本事業の要求水準】の該当する要件を満たして施工するとともに、搬出入口を使うなど建物への影響が大きい工事等を予定する場合は、施設管理者に原則1年以上前から通知し、十分な協議の上実施する。

**(4) 性能未達の場合の対応**

事業者は、提案書に示す基準に対し性能未達となった場合、直ちに原因を解明し、改善計画を運営連絡会に提示し承諾を得ること。事業者は、承諾を得た改善計画に従い、速やかに本施設の改善、復旧を図る。

なお、性能未達に伴い発生する一切の費用は、需要家側が原因となる場合は除き、事業者の負担とする。

**(5) 将来計画への対応**

将来の他施設への熱供給エリア拡大は見込まないものとする。

**(6) 需要家への緊急連絡等**

次の各号のいずれかの場合など、熱供給の制限もしくは中止する必要がある場合には速やかに需要家に連絡すること。

- ・ 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- ・ 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合
- ・ 供給施設に故障が生じた場合
- ・ 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- ・ 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- ・ その他保安上の必要がある場合

**(7) 地域貢献**

事業者は、地域経済の活性化等に努め、地域貢献に配慮すること。

(8) 需要家の土地および建物への立入り

- ・ 法令、条例、並びに需要家の施設管理基準等を遵守すること。
- ・ 検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、需要家の承諾を得て係員を需要家の土地および建物に立ち入りを許可する。なお、係員名簿の提示、係員である旨の証明など施設管理者の指示に従う。

(9) その他

- ・ 電気主任技術者は横浜市及びY I Tにて選任する。運用にあたっては、同者の指示に従うこと。
- ・ 需要家で行う受変電設備の保守点検の電源切替について、協力すること。
- ・ 市民の方をお迎えする公共施設内の業務として、従事するのにふさわしい身だしなみ等に配慮する。

<熱供給方式・熱供給条件>

1 供給方式

冷水、中温冷水、温水とも、送り管および返り管が独立した密閉循環の変流量方式とする。  
蒸気は供給側である蒸気配管と、蒸気の凝縮水を熱源側へ戻す還水管によって構成する。

2 供給期間および時間

熱の供給は、通年終日とし夜間も供給する。（点検時等、事前に需要家の了承を得た場合を除く。）

3 供給先建物諸元

	新市庁舎（予定）	Y I T
延床面積	約140,700㎡	42,925㎡（登記面積）
階数	地下2F/地上32F/棟屋2F	地下3F/地上27F/PH2F
用途	事務所、店舗、アトリウム	事務所、店舗、駐車場、公益施設
高さ	約155m	約110m
構造	鉄骨造（柱コンクリート充填鋼管構造）/鉄骨鉄筋コンクリート造/ 鉄筋コンクリート造/ 中間層免震構造+制振構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄筋コンクリート造

4 供給条件

(1) 冷水・中温冷水・温水

ア 送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記の通りとする。

熱媒体		標準温度	許容範囲
冷水系	冷水	7.0℃	6.0℃～8.0℃
	中温冷水	11.0℃	10.0℃～12.0℃
温水系	温水	新市庁舎	45.0℃
		Y I T	60.0℃
			42.0℃～48.0℃
			57.0℃～63.0℃

※ ただし、負荷に著しい変動がある場合は、許容範囲の上限、下限からそれぞれ3℃程度の増減を限度として協議により定める。

イ 返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記の通りとする。

熱媒体		標準温度	許容範囲
冷水系	冷水	14.0℃	12.0℃～16.0℃
	中温冷水	16.0℃	14.0℃～18.0℃
温水系	温水	新市庁舎	38.0℃
		Y I T	50.0℃
			33.0℃～43.0℃
			45.0℃～55.0℃

※ ただし、負荷に著しい変動がある場合は、許容範囲の上限、下限からそれぞれ3℃程度の増減を限度として協議により定める。

## (2) 蒸気

蒸気の送り圧力は、受入施設の入口において、30分間測定平均値で下記の通りとする。

熱媒体	圧力範囲
蒸気	0.49MPa±0.5MPa

## (3) 非常時送電

非常時に停電後10時間以内に送電が可能な設備とする。三相6,600V50Hzでの送電とする。送電を行うにあたり、事前にYIT管理組合及びYITの電気主任技術者と切替手順について調整するものとする。また、送電はYITの非常用発電機の停止並びに受変電設備の安全確認を依頼し双方の施設の安全を確認した上で手動にて非常時の送電を行う。

なお、YITの非常用発電機と同期運転は行わない。火災時のYITの防災負荷への供給はYITの非常用発電機からとする。

## 5 供給量

## (1) 冷水、中温冷水、温水

【別紙10 月平均熱負荷、ピーク熱負荷】参照とする。熱負荷は、受入施設の地点における熱需要を表している。新市庁舎の月平均負荷は、需要家における省エネの取り組み（自然換気等）を考慮している。

## (2) 非常時送電

YITへ、CGS(1,000kW)からCGS運転に要する補機等の電力を除いた量を送電する。

## (3) 計画供給量

下記表の供給量は本体工事の基本設計によるものである。本体工事の実施設計において精査を行うので、当該工事設計者は本体工事の実施設計者へ数値の確認を行うこと。

			新市庁舎	YIT
最大負荷	冷熱	冷水	23GJ/h	15GJ/h
		中温冷水	12GJ/h	—
	温熱	温水	36GJ/h	10GJ/h
		蒸気	—	※加湿のみ
年間負荷	冷熱	冷水	37,000GJ/年	11,000GJ/年
		中温冷水		—
	温熱	温水	29,000GJ/年	4,800GJ/年
		蒸気	—	※加湿のみ

## ＜所掌区分・工事区分＞

大項目	項目	本体工事	DHC工事	B工事 (依頼工事)	横浜市	備考
<b>1.共通事項</b>						
<b>1 A. 現場管理費関係</b>						
<b>一般事項</b>						
	1. 建物・設備等損傷の復旧及び補修	○	○	—	—	復旧及び補修工事は関連する工事別に行う。費用は起因者負担
	2. 工事用看板等	○	○	—	—	看板製作費は各工事負担。建築計画等のお知らせ看板を含む
	3. 視察・見学への対応	○	○(DHC部分)	—	—	対応が必要な場合
<b>1 B. 仮設関係</b>						
	1. 現場管理事務所の設置	○	○	—	—	部屋の確保と基本内装、冷暖房設備、必要な移転・養生を含む。市販の適用基準等は関連工事別。* 維持管理・清掃等は関連工事別の施工者等負担
	2. 会議室、便所の設置	○	—	—	—	清掃・維持管理を含む。 必要な移転を含む
	3. DHC工事施工者の事務所の設置	—	○	—	—	
	4. 建設予定地内工事車両駐車場の維持管理・保安警備(入退場管理を含む)維持	○	—	—	—	日常の調整管理
	5. 建設予定地内ストックヤード・作業ヤードの確保	○	—	—	—	DHC工事の施工に必要なヤードの確保
	6. 建設予定地内ストックヤード・作業ヤードの維持管理	○	○	—	—	DHC工事の施工者等を含めた総合調整は本体工事 区画されたDHC工事専用の工事エリアの管理は当該工事施工者
	7. 搬入・搬出ルートの確保(工事用道路、仮設運搬路)	○	—	—	—	覆鋼板・砕石等の養生、車両待機場を含む。 本体工事着工前に実施される埋蔵文化財発掘調査にて設置される仮囲いは ゲートも含め残地され、本体工事期間中、必要に応じて本体工事で使用可とし、 仮囲いの撤去、処分は本体工事
	8. 仮囲・ゲート・作業員出入り口・洗車設備、維持管理	○	—	—	—	
	9. 外部共通足場の設置	○	—	—	—	
	10. 内部共通足場の設置	○	○※	—	—	※DHC設備の施工に必要な内部足場はDHC工事
	11. 乗入れ構台(荷受構台、あさがお)	○	—	—	—	
	12. 外部共通指定足場の損料	○	—	—	—	
	13. 内部共通指定足場の損料	○	○※	—	—	※DHC設備の施工に必要な内部足場はDHC負担
	14. DHC工事の専用作業足場	—	○	—	—	単独設置、脚立・ローリングワー・高所作業車等を含む。
	15. 本体工事における仮設昇降・揚重設備用の補強工事	○	○※	—	—	補強用基礎等の撤去を含む。※DHC専用の場合による補強はDHC工事
	16. 仮設電力の手配・引き込み・各階仮設電力盤の設置	○	—	—	—	引き込み負担金が発生する場合は引き込み負担金を含む。本体工事の想定容量を超過する場合は要協議
	17. 仮設電力の基本料金・使用料金	○	○	—	—	各階分電盤渡しとする。DHC工事はメーター等で使用料を管理し、応分負担
	18. 仮設照明の設置及び使用・維持管理	○	○※	—	—	仮設非常用照明を含む、作業場全体照明を行う。※DHC専用はDHC工事
	19. 仮設給排水・ガスの供給・引き込み	○	—	—	—	引き込み負担金が発生する場合は、引き込み負担金を含む、直近の給水管までの配管及びメーターを見込むこと
	20. 仮設給排水・ガスの基本料金・使用料金	○	○	—	—	DHC工事はメーター等で使用料を管理し、各社応分負担
	21. 仮設通信設備の手配・引き込み・使用料金	○	○	—	—	各工事別に単独設置
	22. 建設予定地内仮設放送設備	○	—	—	—	
	23. 揚重計画書の作成	○	○	—	—	各工事別に計画を作成 DHC工事の施工に必要な総合的な揚重計画書の作成は本体工事、DHC工事の仮設計画は本体工事と調整を行うこと
	24. 揚重計画の取りまとめ・調整	○	—	—	—	揚重センターの設置、受付、運営、取りまとめ
	25. 揚重設備の手配・設置・オペレーターの配備	○	○※	—	—	設置期間の損料及び返却後の修理費を含む ※DHC工事専用で設置した場合はDHC工事
	26. 揚重設備の使用・使用負担金	○	○※	○※	—	※保守点検・オペレーター関連費用使用料の応分負担。
	27. 仮設昇降機の手配・設置・オペレーターの配備	○	—	—	—	設置期間の損料及び返却後の修理費を含む
	28. 本設昇降機の養生	○	—	—	—	引渡しまでの必要回数すべて
	29. 本設昇降機のオペレーターの配備	○	—	—	—	
	30. 本設昇降機の養生・保守・点検	○	○※	—	—	返却後の整備費用を含む。※DHC工事専用に必要な養生はDHC工事
	31. 施工中の整理清掃	○	○	—	—	関連する工事別
	32. 後施工引継ぎのための清掃・立合検査	○	○	—	—	他の施工区分に影響を与える部分。前確認は工事監理者及び後施工業者が行う
	33. 建設予定地周囲・ゲート廻り他の共通エリアの清掃・保守・整備	○	—	—	—	
	34. 引渡し前の整理清掃	○	○	—	—	関連する工事別
	35. 全館清掃(引渡し前)	○	○※	—	—	※DHC部分は当該工事業者
	36. 作業場内清掃用具の設置	○	○※	—	—	※DHC部分は当該工事業者
	37. 各工事養生(仕上げ・台風養生等)	○	○	—	—	関連する工事別
	38. 養生材の取りまとめ調整	○	—	—	—	受付、運営、取りまとめ
	39. 養生材の一次置場の確保	○	—	—	—	産業廃棄物を含む
	40. 養生材の一次置場への分別整理、保守管理	○	○	—	—	関連する工事別
	41. 養生材の処理(運搬・処分)	○	○	—	—	各施工会社は法律等を遵守すること。関連する工事別
<b>1 C. 直接仮設他</b>						
	1. ベンチマーク、レベル出し、通り芯、基準墨出し、逃げ墨・返り墨	○	—	—	—	
	2. 設備機器類の取付位置墨出し、各工事の仕上げ墨出し	○	○	—	—	関連する工事別
	3. ピアノ線張り	○	○	—	—	各工事必要時
	4. 部屋芯墨出し	○	○	—	—	関連する工事別
	5. 天井インサート用墨出し・インサート設置	○	○	—	—	関連する工事別
	6. 天井部の仕上・開口墨出し	○	○	—	—	関連する工事別
	7. 本工事範囲内共通換気	○	○	—	—	地階等必要箇所
	8. 各工事の現場内個別換気	○	○	—	—	各工事別に単独設置
	9. 配筋後の配筋乱れ手直し、他工事用型枠取付により生ずる損料	○	—	—	—	特別な場合の手直し費用は起因者負担
	10. 仕上損傷復旧工事	○	○	—	—	費用は起因者負担、工事は損傷された工事会社が行う

1D. インフラ関連							
電気	1. 電力引き込み負担金	○※	-	-	○※※	※手続きは本体工事 ※負担金は市負担	
	2. 電力引き込み工事	○	-	-	-	管路などの構築は本体工事。特別高圧電力の引き込みは電気事業者による	
	3. DHCサブ変配電盤(市庁舎き電盤に組み込み)	○	-	-	-		
	4. 高圧幹線(市庁舎変電所 - DHCサブ変)	-	○	-	-	別添参考図による	
	5. 高圧幹線接続(市庁舎変電所)	-	○	-	-		
	6. 高圧幹線接続(DHCサブ変)	-	○	-	-		
	7. 高圧幹線(DHCサブ変 - CGS)	-	○	-	-	別添参考図による	
	8. DHCサブ変(高圧受変電設備)	-	○	-	-		
	9. 受電後の工事期間中の電力基本料金(試運転調整費を含む)	○	○	-	-	施工期間中は応分負担 ※本体工事業者が負担区分の取りまとめを行う	
	10. 受電後の工事期間中の電力使用料金	○※	○	-	-	施工期間中は応分負担 ※本体工事業者が負担区分の取りまとめを行う	
	11. 課金用電力量計(市庁舎がDHC事業者に供給する電力量)	○	-	-	-		
	12. 課金用電力量計(DHC事業者が市庁舎に供給する電力量)	-	○	-	-		
	13. 受電後の新市庁舎試運転に使用する熱を製造するためのDHC事業者の電気使用料金	-	○	-	-		
	14. 受電後のDHC事業者の試運転に使用する電気使用料金	-	○	-	-		
	15. 受電後の引渡しまでの電気主任技術者費用	○	-	-	-		
	16. 受電後の各階工用仮設電力量の設置・維持管理	○	○※	-	-	※DHC部分は当該工事業者	
	17. 受電後の本設の照明器具損料負担(電球等消耗品)	○	○※	-	-	交換が必要な場合のみ ※DHC部分は当該工事業者	
	上下水	18. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	-	○※	-	-	※DHC部分は当該工事業者
19. 上下水道引き込み加入金・納付金		○	○	-	○	※DHC部分は当該工事業者	
20. 上下水道引き込み工事		○	-	-	-	※DHC部分は当該工事業者	
21. 上下水道引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)		○	○	-	-	必要な建設予定地外工事を含む	
22. 上下水道引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)		○	○	-	-	本引込み後、DHC系統は当該工負担、それ以外は本体工事負担	
23. 取引メーター(DHC系統)		-	○	-	-	契約・手配はDHC事業者	
24. 給水配管		○	○※	-	-	※DHC系統の取引メーター以降の給水配管	
25. DHC専用受水槽・冷却塔補給水槽		-	○	-	-		
26. 蓄熱槽への補給水配管		-	○	-	-		
27. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)		-	○※	-	○	※DHC部分は当該工事業者	
ガス	28. ガス引き込み負担金	○	○	-	-	ガス供給会社と協議。関連する工事別	
	29. ガス引き込み工事	○	-	-	-	一次側・二次側一式とし、引込遮断弁、ガスメータ支給等を含む。必要な建設予定地外工事を含む。ガス供給会社と協議	
	30. 中圧ガス遮断装置(DHC系統)	-	○	-	-		
	31. 中圧ガス遮断用感震器(DHC系統)	-	○	-	-		
	32. 取引メーター(DHC系統)	-	○	-	-	契約・手配はDHC事業者	
	33. 中圧ガス配管(建物内)	○	○※	-	-	※地下第一分岐以降DHC専用部分	
	34. ガス引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	○	-	-	本引込み後、DHC系統は当該工負担、それ以外は本体工事負担	
	35. ガス引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○	○	-	-	本引込み後、DHC系統は当該工負担、それ以外は本体工事負担	
	36. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	-	○※	-	○	※DHC部分は当該工事業者	
	37. 供給ポイントまでの配管工事	○	-	-	○	建設予定地内1mまで	
下水再生水	38. 建設予定地内配管(供給ポイント以降)	○	-	-	-	バルブ設置等接続工事を含む	
	39. 下水再生水引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	-	-	-	引渡しまでの基本料金は本体工事にて負担する	
	40. 下水再生水引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○※	○※※	-	-	※本体工事業者が負担区分の取りまとめを行う ※※DHC試運転時等でDHC専用で強制的に再生水を使用する場合はDHC負担とする	
	41. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	-	-	-	○		
	42. 量水器本体	○	-	-	-		
	43. 量水器設置工事	○	-	-	-	建設予定地内設置	
	44. 地中熱利用設備	○	-	-	-		
	燃料電池設備	45. 燃料電池設備	○	-	-	-	設備に必要なインフラを含む
		46. 燃料電池設備の排熱を利用するための設備	-	○	-	-	
	DHCからの熱供給	47. 工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	-	○	-	-	
48. 工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)		○※	○	-	-	施工期間中は応分負担。※本体工事業者が負担区分の取りまとめを行う	
49. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)		-	-	-	○		
50. 計量器		-	○	-	-	計量器及び周辺付属品含む	
電話	51. 計量器設置工事	○	-	-	-		
	52. 電話回線の引き込み負担金	○※	○※※	-	○※※	※手続きは本体工事 ※※負担金は市負担 ※※※DHC事業者で独自に電話の引き込みを行う場合は、手続、負担金ともそれぞれで実施、負担する	
情報・通信	53. 電話回線の引き込み工事	○	-	-	-	引き込み管路はすべて本体工事で敷設する。通信機械室までの引き込みは通信事業者による	
	54. 情報・通信関連の引き込み負担金	○※	○※※	-	○※※	※手続きは本体工事 ※※負担金は市負担 ※※※DHC事業者で独自に情報・通信の引き込みを行う場合は、手続、負担金ともそれぞれで実施、負担する	
	55. 情報・通信関連の引き込み工事	○	-	-	-	引き込み管路はすべて本体工事で敷設する。通信機械室までの引き込みは通信事業者による	
1E. 官庁手続き							
	1. 許認可申請等業務及び業務に伴う費用	○	○※	-	-	変更申請についても同様とする。※当該工事に関する申請。DHC事業に伴い本体工事の許認可申請業務に変更が発生した場合は、本体工事と連絡調整を行い許認可申請業務に協力する	
	2. 許認可申請等手数料(検査手数料含む)	○	○※	-	-	変更申請についても同様とする。※当該工事に関する申請	
	3. 行政指導による追加変更	○	○※	-	-	起因者負担とする。善良なる管理者の注意を持って回避できない事項は、市負担とする。市に事前に確認のこと。※当該工事に関する申請	
	4. 各種届出・報告業務及び届出等に伴う費用	○	○※	-	-	関係機関、各インフラ供給会社等に対し行う、工事の進捗及び完成のために必要な各業務(歩道の切下げ申請等含む。)※当該工事に関する届出	
1F. 竣工引継ぎ							
	1. しゅん工引継ぎ及び取扱い説明	○	○※	-	-	※DHC部分は当該工事業者	
	2. 予備品ストック部材の引渡し	○	-	-	-		
	3. 供用後の運営に必要なオイル補充や水張りなど	○	○	-	-	雑用水貯留槽の水張り建築工事、冷却塔補給水はDHC工事	
	4. 試運転等による消耗部品・材料の交換	○	○※	-	-	※DHC部分は当該工事業者	
	5. 試運転等による汚濁部分の清掃	○	○※	-	-	※DHC部分は当該工事業者	
1G. その他							
	1. 総合図の作成	○	-	-	-		
	2. 総合図作成の協力	-	○	-	-	総合図の作成要領は本体工事の作図仕様準拠する	
	3. DHC区分の製作図・施工図・竣工図の作成	-	○	-	-		
	4. DHC区分の製作図・施工図の調整・取りまとめ	-	○	-	-		
	5. 総合工事工程・総合仮設計画の作成	○	-	-	-		
	6. DHC工事実施工程・施工計画の作成	-	○※	-	-	※本体工事との調整を行う	
	7. 工程(生産工程・週間工程)・総合仮設の調整・取りまとめ	○	-	-	-		
	8. 新市庁舎竣工検査の立会	○	○	-	-		
	9. 新市庁舎環視検査の立会	○	○	-	-		

## ＜所掌区分・工事区分＞

大項目	項目	本体工事	DHC工事	B工事 (依頼工事)	横浜市	備考
<b>2.建築工事 関連主要区分</b>						
<b>2A. 機械基礎・ダクト支持部材・配管取出口</b>						
屋外・屋上	1. 屋外設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ	○	—	—	—	アンカー、防振台、箱抜き等は各設備工事
	2. 屋上設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ(避雷針、テレビアンテナ、通信用アンテナ、ポンプ、冷却塔、屋外機、送風機、高置水槽、配管・ダクト・ラック類支持架台基礎等)	○	—	—	—	ベントハウス階の設備機器スペースの点検用デッキは鉄骨架台、グレーチングとも建築工事
	3. コンクリート基礎以外の架台基礎(避雷針等)	○	○	—	—	関連する工事別
	4. 機器設置のアンカーボルト製作・取付及び穴埋補修	○	○	—	—	かんざし筋・箱入れを含む、関連する工事別
	5. 設備支持固定金物、簡易置き基礎	○	○	—	—	関連する工事別
	6. 設備機器類の取付	○	○	—	—	関連する工事別
	7. 屋上設備にからむ点検用ブリッジ、転落防止用手摺、キャットウォーク等	○	○※	—	—	※DHC機器単体のためのものはDHC工事とする
	8. 塔屋設備機器目隠し用ルーバー及び基礎、アンカー	○	—	—	—	
	9. 屋上機械置場、タラップ、点検歩廊(フィンフロア等)、防音壁等	○	—	—	—	
	10. 屋上機械置場、ダクト・ラック支持受材(二次部材)、設備機器類の取付	○	○	—	—	関連する工事別
屋内	11. 屋内設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ(受変電設備、受水槽、冷凍機、ボイラー、空調機、送風機、昇降機等)	○	—	—	—	スラブから立ち上がるコンクリート基礎は建築工事
	12. 上記の基礎のうち、DHC事業者が設置した遮音用二重床もしくは床配管用シンダーコンクリート上部に設置するコンクリート基礎	—	○	—	—	
	13. コンクリート基礎以外の架台基礎	○	○	—	—	関連する工事別
	14. 機器設置のアンカーボルト製作・取付及び穴埋補修	○	○	—	—	かんざし筋・箱入れを含む、関連する工事別
	15. 設備機器類の取付	○	○	—	—	関連する工事別
	16. 機器搬入・機器更新用 I <sup>2</sup> 梁、チェーンブロック、フック等	○	—	—	—	常設のI <sup>2</sup> 梁、フック、チェーンブロック等は建築工事。搬入時の仮設対応は必要とする工事が担当
	17. ダクト・配管取付 吊金物・吊り鋼材共	○	○	—	—	関連する工事別
	18. 同上用の梁取付けフランジ類、ファブ加工のフランジ、ピース、穴開け	○	—	—	—	
配管取出口	19. 各給排気塔・配管取出口の築造	○	—	—	—	
	20. 同上の開口ふさぎパネル、シール	○	—	—	—	防水補修・止水処理を含む
	21. 同上の配管・ダクトのための貫通及び埋込場所の穴埋め補修	○	○	—	—	関連する工事別
<b>2B. 躯体貫通及び補強</b>						
地中梁	1. 地中梁の連通管・通気管・人通孔の貫通スリーブ及び箱入れ	○	—	—	—	
	2. 同上の補強	○	—	—	—	
RC梁	3. RC部の梁貫通スリーブ	○	○	—	—	関連する工事別
	4. 同上の補強(100mmφを超えるもの)	○	—	—	—	
RC外壁	5. RC外壁の開口、補強、止水、シーリング処理、結露防止	○	—	—	—	実施設計に基づき配管、貫通まで新市庁舎設計施工者に見込む。配線は別途
RC床・内壁	6. RC部の床・壁の貫通スリーブ	○	○	—	—	関連する工事別
	7. 同上の補強(長辺150mm角を超えるもの)	○	—	—	—	歩掛りで見積計上
	8. 各種盤類取付穴用等の箱入れ及び孔塞ぎ補修	○	○	—	—	関連する工事別 ※実施設計に基づき配管、貫通まで新市庁舎設計施工者に見込む。配線は別途
	9. 壁・床の直付各種器具取付枠、補強	○	○	—	—	※実施設計に基づき配管、貫通まで本工事に見込む。配線は別途
	10. 躯体スラブ内配管に伴う穴埋め、補修	○	○	—	—	※実施設計に基づき配管、貫通まで本工事に見込む。配線は別途
	11. 同上の躯体補強	○	—	—	—	
S, SRC梁	12. S造・SRC造部の貫通鋼管スリーブ及び補強	○	—	—	—	
S梁、柱	13. 鉄骨梁の耐火被覆の貫通隙間塞ぎ	○	—	—	—	
	14. 鉄骨梁貫通配管・ダクト用ロックウール保温材充填	○	○	—	—	関連する工事別 ※実施設計に基づき配管、貫通まで新市庁舎設計施工者に見込む。配線は別途
	15. 鉄骨柱及び鉄骨梁に取付各種付属金物取付ピース	○	—	—	—	
躯体補強	16. 設備関係機器、配管等の吊り荷重による躯体補強	○	—	—	—	
	17. 重量機器の搬入、搬出用受け部材の補強	○	—	—	—	
	18. 重量機器設置に対する床構造及び搬入経路等の補強	○	—	—	—	
	19. 配管ユニット化工法(ライザーユニット等)を採用する場合の、ユニットフレーム・ユニット設置用小梁・ユニット部分の床プレート	○	○	—	—	関連する工事別
穴埋め、補修	20. 各種貫通穴明け箇所穴埋め・補修	○	○	—	—	関連する工事別
	21. 各種防火区画部の貫通穴明け箇所穴埋め・補修・防火措置	○	○	—	—	関連する工事別
RC床防水	22. 配管類・ダクト類の防水貫通部の補修	○	—	—	—	
<b>2C. 躯体以外の開口・貫通及び補強</b>						
外壁	1. 外壁(PCパネル・押出成形セメント板・ALC版)を貫通する場合の止水、開口部枠外側シーリング処理、結露防止	○	—	—	—	雨仕舞い、結露防止
	2. 同上の周囲の壁の開口、補強	○	—	—	—	
間仕切り壁	3. 間仕切り壁の開口、補強、取付枠	○	○※	—	—	スチールパーティション、間仕切り壁等 ※DHC設備工事に関連する範囲内の間仕切り壁・建具はDHC設備工事
	4. 間仕切り壁開口部の穴埋め、補修	○	○	—	—	関連する工事別
	5. 防火区画間仕切り壁開口部の穴埋め、補修	○	○	—	—	関連する工事別
天井	6. 天井付各種器具の開口、孔あけ、取付枠、補強	○	○※	—	—	補強は本体工事。※当該工事に天井の施工がある場合のみ適用
	7. 墨出し、器具取り付け、器具廻りシール	○	○	—	—	関連する工事別
	8. 照明ボックス、レターンスリット、排煙スリット	○	○※	—	—	※当該工事に天井の施工がある場合のみ適用
仕上げ材他	9. 仕上げ材(金属板、練付け板、石、ガラス壁等)の設備関係切込み、孔あけ及び補強	○	○	—	—	関連する工事別
	10. ブロックの設備機器取付用開口、取付枠、補強	○	○	—	—	関連する工事別

2D. 防火扉等						
防火扉	1. 防火扉	○	○※	-	-	関連する工事別。境界間仕切りの防火扉は本体工事 ※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	2. 同上の自動閉鎖装置取付及びその為の切込・加工	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
防火・防煙シャッター	3. 防火・防煙シャッター、可動式防煙垂壁、操作盤及び取付	○	○※	-	-	関連する工事別。境界間仕切りの防火扉は本体工事 ※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	4. 同上の駆動装置、制御盤、操作スイッチ	○	○※	-	-	関連する工事別 本体工事の制御盤へのAC電源供給、遠方操作(中間停止・前回)、排煙指令用配線・結線は電気工事 ※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	5. 同上のマグネットスイッチ、リミットスイッチ、手動装置、自動閉鎖装置	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
防火・防煙ダンパー	6. 同上の自動閉鎖装置からの2次側電気工事一式	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	7. 同上の自動閉鎖装置への電源供給1次側電気工事一式	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	8. 煙感知器連動ダンパー、自動閉鎖装置	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	9. 同上の点検口	○	○※	-	-	関連する工事別。※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
2E. 電気錠						
電気錠	1. 電気錠本体・スイッチストライク本体、ジョイントボックス、その為の切込・加工及び扉内の配管・配線	○	○※	-	-	※DHC部分に入退室管理設備、機械警備を独自に設置する場合は、DHCにて設置する
	2. 電気錠、各種機器への配線	-	○※	-	○	
	3. カードリーダーなどの機器の為の配管及びボックス	○	○※	-	-	
	4. カードリーダーなどの設備機器	-	○※	-	○	
インターロック	5. インターロック制御盤電源供給用配管・配線	○	○※	-	-	
	6. インターロック制御盤、渡り配管・配線	-	○※	-	○	※DHC部分に入退室管理設備、機械警備を独自に設置する場合は、DHCにて設置する
	7. 電気錠リミットスイッチ設置、ボックス、マグネットセンサー	-	○※	-	○	
リミットスイッチ	8. リミットスイッチの為の切込・加工及び建具枠内線路	○	○※	-	-	
	9. リミットスイッチ用信号線	-	○※	-	○	※DHC部分に入退室管理設備、機械警備を独自に設置する場合は、DHCにて設置する
セキュリティ	10. 防犯警報盤、防犯センサー及びその配線	-	○※	-	○	
	11. 同上用の配管	○	○※	-	-	
	12. 電気錠からサブコントローラーまでの配線	-	○※	-	○	※DHC部分に入退室管理設備、機械警備を独自に設置する場合は、DHCにて設置する
	13. 同上用の配管	○	○※	-	-	
14. 同上の建具にとりつけるセンサー用切込・加工、裏箱	○	○※	-	-		
2F. 点検口・ガラリ等						
	1. 外壁ガラリ取付、ダクト接続金物(相フランジ)防虫・防鳥網を含む	○	-	-	-	ガラリ枠共
	2. 外壁ガラリへのダクト接続、水抜き穴・ドレイン	○	○	-	-	関連する工事別。侵入水排水配管を含む
	3. 内部ガラリ取付(レタンガラリ含む)	○	○	-	-	関連する工事別
	4. ドアガラリ・レタースリット	○	○	-	-	関連する工事別。境界間仕切りのドアガラリは本体工事
	5. 各種設備の点検口(天井・壁・床)	○	○	-	-	関連する工事別。特殊設備に必要な場合は本体工事
	6. ダクトシャフト・パイプシャフト等の点検口・扉	○	○	-	-	関連する工事別。特殊設備に必要な場合は本体工事
	7. 地下二重壁 点検口	○	-	-	-	
	8. ピット内人通孔	○	-	-	-	
	9. 塔屋設備機器目隠し用ルーバー及び防音壁に切込む扉・錠	○	-	-	-	
2G. ピット・マンホール・水槽等						
	1. 機械室・地下駐車場・ゴミ処理室・厨房の排水溝・トレンチ・ピット及び蓋・グレーティング	○	○	-	-	関連する工事別
	2. 同上の配管接続	○	○	-	-	関連する工事別、目皿・排水トラップを含む
	3. 湧水槽・汚水槽・防火水槽等RC造各種水槽の築造、釜場	○	○※	-	-	釜場を含む、引渡し前水抜きを含む(消火水槽以外)。※DHCで蓄熱槽を設置する場合の躯体は本体工事、断熱はDHC工事
	4. 同上用の防水・仕上げ	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	5. 同上用のマンホール・マンホール蓋及びタラップ等一式	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	6. 同上用の外部へのオーバーフロー管取付け	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	7. 同上用の外部への通気管取付け	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	8. 各槽類の液面電極棒取付座・フロートスイッチ	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	9. 各種満減水警報・液面電極棒取付、制御・警備配管配線	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	10. 同上の電気工事一式	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	11. 防油堤築造	○	-	-	-	
	12. 同上の排水管・接続	○	-	-	-	
マンホール	13. 屋内化粧マンホールの躯体、錆鉄蓋、化粧蓋	○	-	-	-	
	14. 屋外マンホールの躯体・錆鉄蓋、ハンドホール等	○	○	-	-	関連する工事別
	15. 屋外マンホールの化粧蓋の仕上げ	○	-	-	-	マンホール本体は関連する工事別
防水試験、水張り	16. 屋内・屋外トレンチの躯体・排水溝・蓋	○	-	-	-	
	17. 各種躯体水槽内の清掃・防水試験	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	18. 防水確認のための水張り	○	○※	-	-	※DHC用の蓄熱槽
	19. 引渡し時の水張り	○	○※	-	-	防火水槽、蓄熱槽、消防用水、雑用水槽は本体工事。※DHC用の蓄熱槽
	20. 消防用水・消防水利類の法定看板	○	-	-	-	



2H. 遮音・吸音・断熱工事						
	1. 躯体関係の遮音(防音)・防振工事	○	—	—	—	
	2. 空調ダクトの遮音(防音)・防振工事	○	○	—	—	関連する工事別
	3. 設備機器類の遮音(防音)・防振工事	○	○	—	—	関連する工事別
	4. 各種設備貫通部の遮音(防音)・防振工事	○	○	—	—	関連する工事別
	5. 躯体関係の断熱工事	○	—	—	—	
	6. 各種設備貫通部の断熱補修	○	○	—	—	関連する工事別
	7. コンクリート内外の内張り(遮音・断熱)	○	○	—	—	関連する工事別
	8. 各種機械室の吸音仕上げ(空調機械室、熱源機械室、電気室、EV機械室等)	○	○	—	—	関連する工事別
	9. 同上の遮音壁床天井及び防音扉	○	○	—	—	関連する工事別
	10. 排水配管類の遮音	○	○	—	—	関連する工事別
2I. 防災・消火設備等						
屋内消火栓	1. 消火栓ボックス(ホース・ノズルとも)	○	—	—	—	移動式消火設備を含む
	2. 同上の扉(化粧扉)	○	—	—	—	
	3. 同上の起動用押ボタン・表示灯・発信機・ベル・非常電話	○	—	—	—	※起動用押ボタンのみ
	4. 同上の電気工事一式	○	—	—	—	
	5. 消火ポンプ制御盤	○	—	—	—	※起動リレーのみ
	6. 同上の制御盤までの1次側電気工事一式	○	—	—	—	
	7. 同上の以降の2次側電気工事一式	○	—	—	—	結線を含む
不活性ガス消火設備	8. 不活性ガス消火用機器・同取付け	○	○※	—	—	※DHC設置設備に対する消火設備のみ
	9. 同上用の制御盤・電気工事一式	○	○※	—	—	※DHC設置設備に対する消火設備のみ
スプリンクラー設備	10. 同上用の制御盤への電源供給	○	○※	—	—	※DHC設置設備に対する消火設備のみ
	11. 同上より火災受信盤・制御盤までの電気工事一式	○	○※	—	—	※DHC設置設備に対する消火設備のみ
	12. スプリンクラー設備	○	—	—	—	
その他防災消火設備	13. 同上の水噴霧消火設備、泡消火設備起動用圧カススイッチ	○	—	—	—	
	14. 同上の制御盤(ポンプユニットを含む)	○	—	—	—	
	15. 同上用の1次側電気工事一式	○	—	—	—	
その他防災消火設備	16. 消火器ボックス	○	○	—	—	関連する工事別
	17. 消火器	—	○※	—	○	※DHC専用エリア及びDHC設備設置エリアのみ
2J. 排煙設備						
機械排煙	1. 機械排煙機・ダクト	○	—	—	—	
	2. 機械排煙の排煙口、排煙口ガラリ、手動開放装置	○	—	—	—	
	3. 同上の開放装置取付け、リミットスイッチ、自動復帰モーター	○	—	—	—	
	4. 同上の制御盤及びその配管・配線	○	—	—	—	
	5. 防排煙、制御盤及び排煙時の空調停止用配線	○	—	—	—	
	6. 同上の制御盤及びその配管・配線	○	—	—	—	
	7. 固定防煙垂れ壁	○	—	—	—	
	8. 防災監視盤までの電気工事一式	○	—	—	—	
2K. その他の工事						
避雷針	1. 避雷針及び棟上導体等の避雷設備とその接地工事	○	—	—	—	
	煙突	2. 煙突(煙道を除く)のライニング及び掃除口	○	—	—	—
		3. 煙道	—	○	—	—
		4. 煙突への接続	—	○	—	—
2L. 内装関連工事						
その他内装関連	1. 配管用漏水ドレンパン	○	○	—	—	必要とされる場合のみ、関連する工事別
	2. 防災センター及び中央管理室内の列設用化粧パネル	○	○	—	—	盤本体は関連する工事が担当
	3. シャフト内配管類及び配管支持用鋼材、シャフト内メンテナンス用エキスパンダメタル、カバー内部配管用点検口	○	○	—	—	関連する工事別
	4. 配線ビットなどの床軽量コンクリート(機械室、電気室)打設	○	○	—	—	関連する工事別
	5. 配線ビット側溝等の蓋、緑金物及び仕上げ(機械室、電気室)	○	○	—	—	関連する工事別
	6. 流入水防止のための床段差(電気室、EPS)	○	○	—	—	関連する工事別
	7. 鉄骨造における配管・ダクト等の吊り用部材(アングル、チャンネル等二次鋼材)	○	○	—	—	必要とする工事が担当、1次部材は、本体工事
	8. 床スラブ等における配管・ダクトの吊り用金具	○	○	—	—	必要とする工事が担当
	9. 扉枠組込み誘導灯、配管接続	○	—	—	—	
	10. 同上の枠孔空け、切り欠き、取付下地	○	—	—	—	
2M. サイン						
内部	1. 館内一般サイン、各種警告サイン、防災サイン等	—	○	—	○	法規上および管理上必要なもの。関連する工事別(配管の識別表示含む)
	2. 設備機器、配管、配線の表示及び標識	○	○	—	○	表示を必要とする工事が担当
2N. DHC関係建築工事						
機械室	1. 遮音用二重床	—	○	—	—	※構築する場合
	2. 床排水トレンチ用かさ上げ	—	○	—	—	※構築する場合
	3. 排水溝、グレーチング蓋など	—	○	—	—	
	4. 専有エリア内の間仕切り壁	—	○	—	—	※構築する場合
	5. 更新用外壁開口・二重壁	○	—	—	—	
	6. 床の防水対策	○	○※	—	—	※DHC部分の防水
DHC関連諸室	7. 諸室用占有エリア内の間仕切り壁・仕上げ	—	○	—	—	
	8. 専用スペース内造作(内装、建具等)	—	○	—	—	
蓄熱槽	9. ビット躯体	○	—	—	—	
	10. 釜場	○	—	—	—	
	11. 槽間連通管・槽間通気管・槽間排水管	○	—	—	—	
	12. 断熱防水ユニット	—	○	—	—	
	13. もぐり堰・あふれ堰等	—	○	—	—	
	14. ファインボール等 (※設置する場合)	—	○	—	—	
	15. マンホール	—	○	—	—	
	16. 点検タラップ	—	○	—	—	
	17. スラブコア(給水補給水用・槽外通気管用・レベル計用)	○	—	—	—	
	18. 槽外通気管	—	○	—	—	
屋上	19. 非常用給水・採水設備	○	—	—	—	
	20. 防水確認のための水張り	—	○	—	—	
	21. 引渡時の水張り	—	○	—	—	
	22. PH階躯体基礎(キノコ型)	○	—	—	—	
	23. 躯体基礎以降のDHC設備用鉄骨梁台・防振梁台	—	○	—	—	
	24. 屋上点検床設備固定用鉄骨・根太穴あけ	○	—	—	—	

<所掌区分・工事区分>

大項目	項目	本体工事	DHC工事	B工事 (依頼工事)	横浜市	備考
<b>3.設備工事 関連主要区分</b>						
<b>3A. 電気設備一般</b>						
	1. 電気設備一般	○	○	-	-	関連する工事別
	3. DHC設備用直流電源		○			
	4. DHC設備機器への電源供給		○			
	5. DHC設備用中央監視設備		○			
	6. DHC関連諸室内の照明・コンセント		○	-	-	
	7. メンテナンス照明	○	○※	-	-	※基準設置以外のDHC事業者都合による増設
	8. DHC設備用高調波対策	-	○	-	-	
	9. DHCエリア内非常照明、誘導灯設備	○	-	○※	-	※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	10. DHCエリア内非常放送設備	○	-	○※	-	※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	11. DHCエリア内自火報設備	○	-	○※	-	※実施設計完了後のDHC事業者都合による変更
	12. 接地工事(DHCサブ変接地端子盤以降)	○※	○	-	-	※DHCサブ変接地端子盤は本体工事
	13. 直通電話(市庁舎とのホットライン)	-	○	-	-	
	14. 直通電話(YITとのホットライン)	-	○	-	-	
	15. DHC管理機器のメンテナンス用の電源	-	○	-	-	
	16. 需要家の副監視装置の設置	-	○	-	-	
	17. CGS運用に必要な新市庁舎の受変電設備の状態・監視	○※	○	-	-	※新市庁舎RS盤までの接点送り出し(各監視対象の電気室内)
	18. DHC設備の力率改善	-	○	-	-	
	19. 中央監視装置(DHC設備用)	-	○	-	-	
	20. デマンドレスポンスに関する設備	○	○※	-	-	※デマンドレスポンスの要請によるデマンドレスポンス実施設備
	<b>3B. 熱源設備</b>					
機器	1. 熱源機・熱交換器	-	○	-	-	
	2. コージェネレーションシステム	-	○	-	-	
	3. 再生水利用設備	-	○	-	-	
	4. 地中熱利用設備	○	-	-	-	
	5. DHC所掌の熱源機器に伴う1次ポンプ	-	○	-	-	
	6. 冷却塔	-	○	-	-	
	7. 受入施設以降の二次側ポンプ	○	-	-	-	
	8. 薬注装置	-	○	-	-	
	9. 膨張タンク(1次側)	-	○	-	-	
	10. 膨張タンク(受入施設以降の2次側)	○	-	-	-	
	11. 脱硝装置	-	○	-	-	
搬入据付	12. DHC事業者専用の揚重設備	-	○	-	-	
	13. 機器の据付工事	○	○	-	-	関連する工事別
	14. 納入機器のレベル調整	○	○	-	-	関連する工事別
	15. 同上ライナ、アンカーボルト	○	○	-	-	関連する工事別
	16. 搬入経路養生	○	○	-	-	関連する工事別
	17. 搬入機器の養生	○	○	-	-	関連する工事別
	18. 防振装置	○	○	-	-	関連する工事別
配管	19. 冷温水・中温冷水配管(1次側)	-	○	-	-	
	20. 冷温水・中温冷水配管(受入施設以降の2次側)	○	-	-	-	
	21. 冷却水配管	-	○	-	-	
	22. 冷却塔ブロー配管	-	○	-	-	
	23. ドレン配管	○※	○	-	-	関連する工事別。 ※各エリア突き出しまで
	24. 安全弁配管	-	○	-	-	
	25. 給水配管	○	○※	-	-	※DHC系統の取引メーター以降の給水配管
	26. 蓄熱槽への補給水配管	-	○	-	-	
	27. DHC用の予備スリーブ	-	○	-	-	関連する工事別
	28. マシンハッチ並びに装置搬入用Iビーム・フック取付	○	-	-	-	常設のIビーム、フック等は本体工事。搬入時のチェーンブロック、仮設対応はDHC工事
	29. 天井・壁点検口	○	-	-	-	
	30. 屋上のハト小屋	○	-	-	-	
	31. 屋上貫通部の防水納め、および外壁貫通部の雨仕舞い	○	-	-	-	
<b>3C. 空調設備一般</b>						
	1. 空調設備一般	○	○	-	-	関連する工事別
	2. DHC関連諸室内の空調・換気		○	-	-	
	3. 外気取入れガラリ	※	※	-	-	※別添参考図による
	4. DHC用の給排気ファン	-	○	-	-	
	5. DHC用のダクト工事(避圧ダクトを含む)	-	○	-	-	
	6. DHC専用スペースの冷暖房および伴う配管	-	○	-	-	

3D. 衛生設備一般					
1. 衛生設備一般	○	○	-	-	関連する工事別
2. 排水	○	○※	-	-	別添参考図による。※スラブ立ち上げ以降一式
3. 排水減免用メーター		○	-	-	
4. DHC機器メンテナンス用散水栓		○	-	-	
5. DHCエリア内消火設備(水系)	○	-	-	-	実施設計完了後の変更設計及び変更工事増額分はDHCが負担
6. DHCエリア内消火設備(特殊消火)	-	○	-	-	火気、危険物等に関する特殊消火
7. 機械室内の地流し	-	○	-	-	
3E. 特殊設備工事					
1. 構内情報通信網設備	○	○※	-	-	設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整は本体工事※関連する工事別
2. 構内交換設備	○	○※	-	-	各種特殊設備工事で外部との通信が必要な配線、構内交換設備として必要な配線を含む 設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は本体工事※関連する工事別
3. 監視カメラ設備	○	○※	-	-	各種特殊設備工事で外部との通信が必要な配線、構内交換設備として必要な配線を含む 設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は本体工事※関連する工事別
4. 防犯・入退室管理設備	○	○※	-	-	各種特殊設備工事で外部との通信が必要な配線、構内交換設備として必要な配線を含む 設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は本体工事※関連する工事別

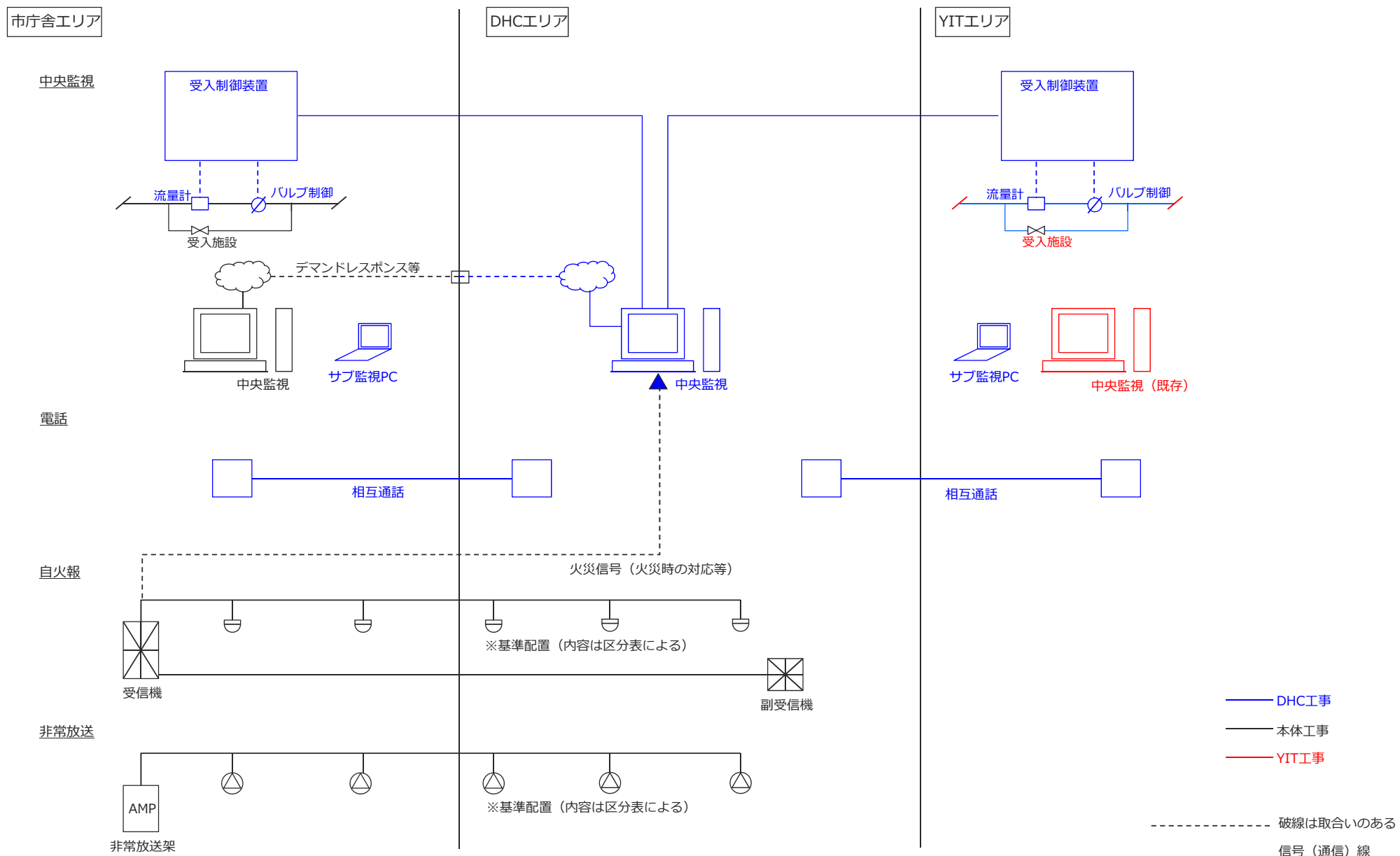
注1:DHC事業者の費用負担でYIT管理組合へ工事を依頼する工事

注) 施工区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。

大項目	項目	DHC工事	B工事 (注1)	YIT 管理組合	備考
<b>4.横浜アイランドタワー関連主要区分</b>					
<b>5A. 既存に関する区分</b>					
	1. 既存機械室の原状回復	○	○	○	DHC事業者との熱供給導管接続のフランジ設置を含む
	2. 既存機械室の原状回復の範囲確認・切替のための調整	○	○	○	
	3. 熱供給切替に伴う熱源停止の仮設供給計画	○	○	○	
	4. 同上の仮設機器設置・仮設切替・復旧	○	○	○	
	5. DHC工事に起因する既存建屋改修・復旧	○	○	○	
<b>5B. 共通工事</b>					
	1. 工事に関わる調整	○	○	○※	※YIT内の事業者、テナント等との調整はYIT管理組合で行う。
	2. 工事に関わる仮設設備の設置・管理	○	○	○	
	3. 工事に関わるYIT内養生	○	○	○	
	4. 原状回復後の法規上必要な設備の設置	○	○	○	
	5. 機械室以外の工事に伴うサービスコンセントの使用料	○	○	○	
	6. 試運転に伴うインフラ(上水・排水・電気・ガス)使用料	○	○	○	
	7. 機器搬入据付工事	○	○	○	搬入据付に伴う仮設設備を含む
	8. 機器据付レベル調整	○	○	○	
	9. 機器搬入経路養生	○	○	○	
	10. DHC事業に関わるコミッションング	○	○	○	騒音振動検証を含む
	11. 工事に伴う各種手続き	○	○	○	許認可申請を含む手続き
	12. 産業廃棄物処理	○	○	○	
	13. 工事に関わる各種保険の加入	○	○	○	
<b>5C. 機械基礎・ダクト支持部材・配管取出口</b>					
	1. 機器設置の基礎及び仕上げ	○	○	○	
	2. 設備機器類の取付	○	○	○	
	3. 機器搬入・機器更新用 仮設工事	○	○	○	
	4. ダクト・配管取付 吊金物・吊り鋼材共	○	○	○	
<b>5D. 躯体貫通及び補強</b>					
	1. ルート構築に伴う躯体貫通及び補強	○	○	○	
	2. ルート構築に伴う貫通箇所の処理・復旧	○	○	○	
	3. 機器搬入に伴う躯体の開閉・復旧	○	○	○	
<b>5E. 躯体以外の開口・貫通及び補強</b>					
	1. ルート構築に伴う躯体以外の貫通	○	○	○	
	2. ルート構築に伴う貫通箇所の処理・復旧	○	○	○	
	3. 機器搬入に伴う躯体以外の開口・復旧	○	○	○	
<b>5F. 防災設備工事</b>					
	1. 機器設置に伴う防災設備の増設	○	○	○	
	2. 機器設置に伴う消火器の増設	○	○	○	
<b>5G. 防振・遮音・吸音・断熱工事</b>					
	1. 防振装置	○	○	○	
	2. 配管・ダクトの遮音(防音)・防振工事	○	○	○	
	3. 設備機器類の遮音(防音)・防振工事	○	○	○	
	4. 各種設備貫通部の遮音(防音)・防振工事	○	○	○	
<b>5H. 電気設備一般</b>					
	1. DHC部分の電気設備一般	○	○	○	
	2. 非常時送電に必要なYITの受変電設備の改造(機器・シーケンス)	○	○	○	
	3. 非常時送電に必要なYITの配線敷設・接続・管理	○	○	○	
	4. YIT受変電設備からDHC設置の低圧盤までの低圧幹線敷設・1次側接続	○	○	○	接地線を含む
	5. YIT内のDHC用低圧盤の設置	○	○	○	※課金用メーター含む
	6. YIT内のDHC用低圧盤2次側の電源一式(電灯・動力)	○	○	○	
	7. DHC設備機器への電源供給	○	○	○	
	8. DHC関連諸室内の照明・コンセント	○	○	○	
	9. DHCエリア内防災設備の増設	○	○	○	
	10. DHCエリア内非常照明・誘導灯設備の増設	○	○	○	
	11. 需要家の副監視装置の設置	○	○	○	
	12. 監視カメラ設備	○	○	○	設置する場合
	13. 防犯・入退室管理設備	○	○	○	設置する場合
	14. 連絡用インターホン設備(YITとのホットライン)	○	○	○	
<b>5I. 熱源設備</b>					
	1. 熱源設備一般	○	○	○	
	2. 冷温水・蒸気配管(1次側)	○	○	○	
	3. 冷温水・蒸気配管(受入施設以降の2次側)	○	○	○	
	4. ガス配管	○	○	○	YITガス管より分岐以降別契約とする。
	5. ドレン配管	○	○	○	
	6. 給水配管	○	○	○	
<b>5J. 空調設備一般</b>					
	1. DHC部分の空調設備一般	○	○	○	
	2. DHC関連諸室内の空調・換気	○	○	○	
	3. 外気取入れガラー	○	○	○	既存改修が必要な場合
	4. DHC部分の給排気ファン	○	○	○	
	5. DHC部分のダクト工事(避圧ダクトを含む)・煙道工事	○	○	○	
	6. DHC専有スペースの冷暖房およびそれに伴う配管	○	○	○	
<b>5K. 衛生設備一般</b>					
	1. DHC部分の衛生設備一般	○	○	○	
	2. DHC部分の給水配管	○	○	○	YIT給水管より分岐以降別契約とする。
	3. DHC部分の排水設備	○	○	○	
	4. DHC機器メンテナンス用散水栓	○	○	○	設置する場合
	5. DHCエリア内消火設備(水系)	○	○	○	設置する場合
	6. DHCエリア内消火設備(特殊消火)	○	○	○	設置する場合
	7. 地流し、掃除流しなどの衛生器具	○	○	○	設置する場合

# 情報通信連携取合い区分図

【別紙 7】



## ＜リスク分担表＞

リスクの種類		リスク内容		負担者	
				需要家	事業者
共通	募集要項の誤り	1	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	■	
	事業者提案の達成	2	提案内容を達成するための負担		○
	第三者賠償	3	調査・工事による騒音・振動等、事業者の責によるもの		○
	安全性の確保	4	設計・建設における安全性の確保		○
	環境の保全	5	設計・建設における環境の保全		○
	制度の変更	6	法令・許認可・税制の変更	■	
設計計画段階	熱供給契約前の事業の中止・延期	7	事業者の責に帰さない周辺住民等の反対による事業の中止・延期	●	
		8	施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○
		9	事業者の責に帰する事由により熱供給事業の登録が拒否された場合		○
		10	事業者の事業放棄・破綻によるもの	●	
		11	需要家の事業放棄・破綻によるもの	●	
	不可抗力	12	天災等の不測の事態による設計変更・中止・延期	●	
	物価	13	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	■	
	条件変更	14	本体工事に関する軽微な条件変更		○
		15	本体工事に関する重大な条件変更	■	
	設計変更	16	需要家の指示によるもの（募集要項で規定する範囲内のものを除く）	■	
17		事業者に起因するもの		○	
応募コスト	18	応募に係るコストの負担		○	
建設段階	不可抗力	19	天災等の不測の事態による設計変更・中止・延期	●	
	物価	20	急激なインフレ・デフレ	■	
		21	需要家の指示のうち軽微なもの		○
		22	需要家の指示のうち重大なもの	■	
	設計変更	23	事業者に起因するもの		○
		24	需要家または本体工事の責に帰する工事遅延・未完工による熱供給開始の遅延	■	
	工事遅延・未完工	25	事業者の責に帰する工事遅延・未完工による熱供給開始の遅延		○
		26	需要家の指示による工事費の増大（募集要項で規定する範囲内のものを除く）	■	
工事費増大	27	事業者の判断によるもの		○	
	28	要求仕様不適合（施工不良を含む）への対応、手直し補修等の負担		○	
【参考】熱供給契約後	計画変更	29	需要家に起因する事業内容の変更（用途変更、増築、減築）	■	
		30	事業者の判断による計画変更		○
	事業の中止	31	事業の中止時の占用部の現状復旧にかかる費用		○
	熱供給事業登録の取消	32	事業者の責に帰する事由により熱供給事業の登録を取り消された場合		○
	税制の変更	33	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	維持管理費の上昇	34	需要家の計画変更等による維持管理費用の増大	■	
		35	事業者の責に帰す要因による維持管理費用の増大		○
	事業者設備の損傷	36	需要家の責に帰する事業者設備の損傷	○	
		37	事業者の責に帰する事業者設備の損傷		○
	需要家施設の損傷	38	事業者の責に帰する需要家施設・設備の損傷		○
	瑕疵担保	39	事業者設備に関する瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	40	天災等の不測の事態による事業者設備等の損傷、熱供給の停止	●	
	機器の不良	41	事業者の機器が所定の性能を達成しない場合の改善に関する費用		○
	光熱水費単価	42	光熱水費単価の大幅な変動	■	
	目的外使用料の上昇	43	目的外使用料の算出方法の変更による大幅な変動	■	
	熱負荷の変動	44	気候等の要因による熱負荷の変動		○
		45	施設の稼働率低下など、需要家の事情による長期に渡る著しい熱負荷の変動	■	
電気設備の保安	46	需要家の故意・過失に起因する事業者電気設備の保安への影響	○		
	47	事業者の故意・過失に起因する需要家の電気設備の保安への影響		○	
性能	48	要求仕様不適合（施工不良を含む）への対応、手直し補修等の負担		○	
	49	提案書に示したシステム総合COPが達成できない場合の改善に関する費用		○	
	50	仕様不適合による需要家施設・設備への損害、需要家施設運営・業務への障害		○	

※熱供給契約後のリスク分担は参考です。契約時に協議により定めます。

- 双方でリスクを負い、双方が相手方に請求はできないもの
- 事業者募集要項に記載する範囲で協議するもの

## <熱料金条件>

### 1 一般事項

- 事業者は需要家のエネルギー負荷に応じて、本施設により製造した冷熱・温熱・電力等を供給し、需要家はそれらの消費量に応じた料金を毎月支払うものとする。  
また、事業者は事業を運営していく上で不可欠な、買電料金、土地及び建物使用料・賃料等を毎月需要家に支払うものとする。
- 熱料金の燃料調整は、事業者が規定された時期に適切に行う。熱料金、契約容量の見直し等、需要家との協議が必要な事項については、適切な時期に事業者から需要家に協議を申し入れる。
- 事業者は、熱料金の算出過程を原則毎月需要家に報告し、需要家から求められた場合は算出過程で用いる数値等の根拠を示す。

### 2 熱料金の決定

熱供給契約の締結に至った場合の熱料金単価は、提案された単価に基づき、事業者募集要項に規定する燃料調整による見直しの計算を行った価格を原則とする。

事業者または需要家は、設計、運用を進めるにあたり、負荷の変動、社会情勢の変化など、公募時の条件、情勢から著しい状況の変化が生じ、その状態が長期に渡り継続し、その時点における熱料金単価を変更することが合理的である事象が生じた場合は、連携連絡会または運営連絡会にて協議できるものとする。この際、熱料金単価の変更の根拠となる資料は事業者が作成し、連携連絡会または運営連絡会に根拠資料として提出する。

### 3 需要家が事業者を支払う料金の構成

熱媒体・非常時送電・CGS発電に関して、需要家から事業者へ毎月支払う料金の構成は、下記表により基本料金（税抜）、従量料金（税抜）、設備使用料（税抜）とし、合計額に消費税等相当額を加えたものとする。

なお、基本料金・従量料金単価は、横浜市とYIT管理組合を同一とする。

#### (1) 熱媒体

##### ア 基本料金（1か月につき）

基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、下記表の1 MJ/h当たりの料金より算出する。

熱媒体	契約容量	料金（1か月につき）
冷熱系 （冷水・中温冷水）	1 MJ/hにつき	***円（税抜）
温熱系 （温水）	1 MJ/hにつき	***円（税抜）

※ \*\*\*円は事業者提示とし、単位は1円とする。

※ 新市庁舎の冷熱系の契約容量は、冷水と中温冷水を合計した負荷容量（MJ/h）の最大値から定める。

##### イ 従量料金

- 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、下記表の1 MJ当たりの料金より毎月算出する。

熱媒体	使用量	料金
冷熱系 (冷水・中温冷水)	1 MJにつき	***円 (税抜)
温熱系 (温水)	1 MJにつき	***円 (税抜)

※ \*\*\*円は事業者提示とし、単位は100分の1円とする。

- ・ 冷水、中温冷水の従量料金は同価格の設定とする。
- ・ 温水の従量料金は、送水温度に関わらず同価格の設定とする。
- ・ 蒸気の従量料金は、温水と同価格の設定とする。

#### (2) CGS発電電力【非常時送電】(1か月につき)

事業者からYITへの非常時送電については、実際に送電された電力量に応じた従量料金のみが発生するものとする。従量料金単価は、東京電力エナジーパートナー(株)の「電気需給約款[高压]」に定める契約種別のうち、「業務用季節別時間帯別電力(500kW以上)」(以下、「約款」という。)の電力量料金を準用する。

#### (3) CGS発電電力【常用余剰電力】(1か月につき)

CGSの発電電力は事業者で消費するが、余剰分は横浜市へ売電する。但し、事業者は新市庁舎の電力デマンド値を監視し、新市庁舎の電力デマンド値が市と協議した値以下の場合にはCGSの運転を停止すること。料金は、実際に送電された電力量に応じた従量料金のみが発生するものとする。従量料金単価は、約款の電力量料金を準用する。

#### (4) 設備使用料(1か月につき)

- ・ 熱電力の供給に伴うYITの専用設備及び導管(設備運用に係る費用(維持管理、更新等含む。))については、YIT管理組合にて設備使用料として個別に負担する。

YITの専用設備及び導管	支払者	料金(1か月につき)
蒸気ボイラー	YIT管理組合	***円(税抜)
YIT導管(敷地境界線～YIT内取合点)	YIT管理組合	***円(税抜)
非常時送電ケーブル線、 連絡用インターホン設備	YIT管理組合	***円(税抜)

※ \*\*\*円は、基本協定締結後に協議により定める

- ・ 専用設備の設備使用料について、工事費は国土交通省が定める公共建築工事積算基準等に準じるものとし、設備運用に係る諸費用等は本募集要項及びDHCの熱料金と同様の算定方法を用いて、YIT管理組合と協議のうえ別途定めることとする。

### 4 事業者が横浜市へ支払う料金の構成

#### (1) 電力料金(1か月につき)

事業者が横浜市から買電する電力料金については、約款を準用するものとし、詳細は以下のとおりとする。

##### ア 契約電力

熱供給契約開始時の契約電力は、事業者の想定する電力需要をもとに、横浜市と協議し決



定する。契約電力の変更についても、横浜市との協議により決定する。

#### イ 基本料金

約款の定めによる。ただし、まったく電気を使用しない場合でも全額を支払うものとする。

#### ウ 従量料金

約款の電力量料金の項の定めによる。

#### エ 自家発補給契約料金

横浜市が電気事業者と契約する自家発補給契約料金は、1台当たりの容量が最大となる発電設備を所有する者の負担とする。これを事業者が負担する場合は、電気料金に含めて横浜市に支払うものとする。

#### オ 契約超過金

事業者が横浜市との契約電力を超えて電力を使用し、かつ、横浜市の使用電力が電気事業者との契約電力（以下「主契約」という）を超えていた場合、事業者の契約電力超過分のうち主契約超過分を上限として契約超過金を横浜市に支払う。超過金を算定する割増率は横浜市と電気事業者との取り決めと同等とする。

#### カ アンシラリーサービス料

横浜市が電気事業者に支払うアンシラリーサービス料のうち、事業者が保有するCGSの設備容量に相当する金額は事業者負担とし、電力料金に含めて横浜市に支払うものとする。

### (2) 土地及び建物使用料

#### ア 使用料の額

事業者が本事業を営むために新市庁舎の土地及び建物の一部を使用するためには、「地方自治法」、「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例」及び「横浜市公有財産規則」のほか、必要な規則等（以下、規則等という。）に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、使用許可という。）を受け、行政財産の目的外使用料（以下、使用料という。）を規則等に定められた方法により、横浜市に支払わなければならない。使用料は使用許可年月日時点の規則等により横浜市が算定した土地使用料と建物使用料に加え、「イ 使用面積」以外のエリアに敷設する、配管・ケーブル・ダクトに係る使用料を合わせたものを支払うものとする。なお、配管・ケーブル・ダクトに係る使用料の算定は「ウ 配管・ケーブル・ダクト使用料」に定める。

また、使用料の額に変動があっても熱料金の調整は原則行わない。

参考：使用料算定方法（平成28年7月1日現在）

#### ■土地使用料

使用料の額のうち、土地に係る部分の額は、本市で算出する当該土地価格に規則で定める率（1,000分の2.5）を乗じた額を単位面積当たりの単価とし、対象面積は次式により算定する

$$\text{対象面積} = \left( \text{敷地面積} \times \frac{\text{使用面積}}{\text{建物延床面積}} \right)$$

参考土地使用料単価（月額）：約1,931円/m<sup>2</sup>（税抜）

#### ■建物使用料

使用料の額のうち、建物に係る部分の額は、本市で算出する当該建物価格に規則で定める率（1,000分の5.6）を乗じた額とする。

なお、当該建物価格は、1年毎に算出した再建築価格から、新築時からの経過年数に応じた減価

（再建築価格－再建築価格×0.9× $\frac{\text{経過年数}}{\text{耐用年数(50年)}}$ ）を行い算出する。

参考建物使用料単価（新築時）（月額）：約2,731円/m<sup>2</sup>（税抜）

### イ 使用面積

以下に、事業者が新市庁舎内で使用可能な面積を示す。以下の面積は、公募時点における本体工事設計中の数値であるため、変更の可能性はある。

熱供給契約時に、事業者が行う使用許可申請は、事業者が実際に使用する面積で行う。PH2階冷却塔置場は下表の面積があるが、使用許可申請は見付け面積により算定する。

建物部分の使用可能面積表

室名称	面積の設定	面積（㎡）
4階熱源機械室	室面積	1,158
4階諸室（管理室・サブ変電・事務室）	室面積	297
4階受水槽	水槽見付面積	29
地下2階蓄熱用熱源機械室	室面積	481
地下1階受水槽	水槽見付面積	93
PH2階冷却塔置場	置場面積	1,139
PH1階冷却塔補給水槽	水槽見付面積	69
合 計		3,266

### ウ 配管・ケーブル・ダクト使用料

事業者が、「イ 使用面積」に示す建物部分以外のエリアに敷設する配管・ケーブル・ダクト（以下、配管等という。）の使用料は規則等に基づき、算出する。

参考：使用料単価（平成 28 年 7 月 1 日現在）

占有物件		単位	占有料（円） （税抜）
電線その他の線類		長さ 1 mにつき 1 年	13
配管 ラック 電配 ダクト	外形が0.07m未満のもの	長さ 1 mにつき 1 年	92
	外形が0.07m以上0.1m未満のもの		130
	外形が0.1m以上0.15m未満のもの		200
	外形が0.15m以上0.2m未満のもの		260
	外形が0.2m以上0.3m未満のもの		400
	外形が0.3m以上0.4m未満のもの		530
	外形が0.4m以上0.7m未満のもの		920
	外形が0.7m以上1m未満のもの		1,300
外形が1m以上のもの			2,600

#### エ その他

4 Fトイレについては、運用者以外も使用するため、使用料は発生しないものとする。

### 5 事業者がY I T管理組合へ支払う料金の構成

#### (1) 電力料金

事業者がY I T管理組合から買電する電力料金については、基本料金及び従量料金とし、基本料金については、Y I T管理組合が定める按分方法により負担し、従量料金については、Y I T管理組合と一般電気事業者との契約単価と同等とする。

#### (2) 上水道料金

事業者がY I T管理組合から供給を受ける上水は、基本料金及び従量料金とし、基本料金については、Y I T管理組合が定める按分方法により負担し、従量料金については、Y I T管理組合と水道事業者との契約単価と同等とする。（従量料金については、横浜市業務用 1,001 m<sup>3</sup>以上の単価を適用する。平成 28 年 7 月時点で、1 m<sup>3</sup>につき 409 円（税抜）。）

#### (3) 下水道料金

事業者がY I T管理組合に排出する下水は、基本料金及び従量料金とし、基本料金については、Y I T管理組合が定める按分方法により負担し、従量料金については、Y I T管理組合と水道事業者との契約単価と同等とする。（従量料金については、横浜市一般汚水 2,001～4,000 m<sup>3</sup>以上の単価を適用する。平成 28 年 7 月時点で、1 m<sup>3</sup>につき 416 円（税抜）。）

#### (4) 賃料

事業者がY I T専有部分区分所有者（独立行政法人都市再生機構）へ支払う賃料は以下とする

##### ア 貸付賃料

本事業の専有室となる部分に関しては、専有スペースを建物部分貸付と規定し、当該賃料が発生するものとする。

提案時は、下記貸付面積を前提とし、熱供給契約時に需要家と事業者にて実質面積の精査を行い、金額を決定するものとする。

なお、当該建物部分の貸付賃料は経年により変動する。

(7) 建物部分の貸付面積表

室名称	面積の設定	面積 (㎡)
Y I T 4階熱源機械室	室面積	319.56
合 計		319.56

(4) 建物部分の貸付賃料（1か月につき）

賃貸人が定める賃料（市場賃料を基準）とする。

6 熱料金単価の調整

(1) 原燃料調整費

原燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・LPG〔液化石油ガス〕・石炭）の価格変動に伴うガス・電気料金変動を熱料金に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に従量料金を調整する制度を採用する。

事業者により提案書に提示された冷熱系、温熱系の1MJの熱を造るのに要する燃料量（ガス単位量：m<sup>3</sup>/MJ、電気単位量：kWh/MJ）と、ガス1m<sup>3</sup>あたりの単価変動幅を示すガス単価変動（円/m<sup>3</sup>）、電気1kWhあたりの単価変動幅を示す電気単価変動（円/kWh）に基づき、原燃料調整費を決定するものとする。

原燃料調整費の算出方法を【参考5 原燃料調整費の算出方法】に示す。

<p>■冷水系調整額（円/MJ）＝ 冷熱系ガス単位量（m<sup>3</sup>/MJ）×ガス単価変動（円/m<sup>3</sup>）            ＋冷熱系電気単位量（kWh/MJ）×電気単価変動（円/kWh）</p> <p>■温水系調整額（円/MJ）＝ 温熱系ガス単位量（m<sup>3</sup>/MJ）×ガス変動単価（円/m<sup>3</sup>）            ＋温熱系電気単位量（kWh/MJ）×電気変動単価（円/kWh）</p>
---

(2) ガス単価変動について

LNG（液化天然ガス）とLPG（液化石油ガス）の構成比率、原料価格より、調整額を算定する。

なお、原則として、東京ガスの「原料費調整制度」と同様の方法とし、事業者により提示できない数値がある場合には、東京ガスの「東京地区等」を採用する。

ア 平均原料価格の算定

財務省貿易統計より原料であるLNG、LPGの3ヶ月平均価格を算出し、LNGとLPGの構成比率より平均原料価格を算定する。詳細は【参考5 原燃料調整費の算出方法】による。

イ 平均原料価格の変動額の算定

平均原料価格と基準となる平均原料価格（基準平均原料価格）との変動額を算定する。

平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行う。

提案時の平均原料価格は43,000/t円として、これを基準平均原料価格とする。
---

ウ 調整額（ガス単価変動）の算定

平均原料価格の変動額100円につき1 m<sup>3</sup>あたりの単価調整額を提示のこと。東京ガスの場合、0.08748円である。

増額調整の場合、小数第3位以下を切り捨てる。減額調整の場合、小数第3位以下を切り上げる。

### (3) 電気単価変動について

原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭の構成比、燃料価格より調整額を算定する。

なお、原則として、東京電力の「燃料費調整制度」と同様の方法とし、東京電力エナジーパートナー（株）の「高圧供給」の数値を採用する。

#### ア 平均燃料価格の算定

財務省貿易統計より燃料である原油、LNG、石炭の3ヶ月平均価格を算出し、原油、LNG、石炭の構成比率より平均原料価格を算定する。詳細は【参考5 原燃料調整費の算出方法】による。

#### イ 平均燃料価格の変動額の算定

平均燃料価格と基準となる平均燃料価格（基準平均燃料価格）との変動額を算定する。

平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行う。

提案時の平均燃料価格は26,000/kL円として、これを基準平均燃料価格とする。

#### ウ 調整額（電気単価変動）の算定

平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の単価調整額により調整する。

増額調整の場合、小数第3位以下を切り捨てる。減額調整の場合、小数第3位以下を切り上げる。

## 7 契約容量

### (1) 当初契約容量

熱供給開始1年目の契約容量は、【別紙5 熱供給方式・熱供給条件】5(3)の表に示す最大負荷とする。

### (2) 熱供給開始後の契約容量の見直しについて

- ・ 契約容量は実績を考慮し、協議により変更することができる。変更する場合は、以下ア及びイの規定に従い変更することを原則とする。ただし、契約容量の増分については当初契約容量を上限とし、減分については、当初契約容量の90%を下限とする。
- ・ 新市庁舎の冷熱系の契約容量は、冷水と中温冷水を合計した負荷容量（MJ/h）の最大値から定める。（冷水、中温冷水それぞれの最大値の合計ではない。）
- ・ 機器更新時などに合わせ実績を踏まえ当初契約容量の考えを見直す場合は、前述の上限及び下限についても協議により変更できることとする。

#### ア 使用開始後概ね1年経過後

熱供給契約締結から概ね1年経過後に到来する3月末（平成33年3月を想定）までの30日間平均負荷容量を1時間あたりに換算した値で、需要家と協議の上、契約容量とその最大値との差の1/2を修正増減する。

修正時期は、概ね1年経過後最初に到来する4月（平成33年4月を想定）とする。

## イ 初回の見直し後

熱供給契約締結から概ね3年経過後に到来する3月末（平成35年3月を想定）までの30分間平均負荷容量を1時間当たりに換算した値で、需要家と協議の上、契約容量とその最大値との差の1/2を修正増減する。

修正時期は、概ね3年経過後最初に到来する4月（平成35年4月を想定）とする。

また、以降3年毎の見直しを行うことができる。

### (3) 需要家の事由による著しい最大負荷の変動

需要家側の建物の増築・改造、使用方法の変更または用途変更等により、著しく最大熱負荷容量に増減が生じる場合は、契約容量（基本料金）の変更について協議することができる。

## 8 熱供給開始後の土地及び建物使用料・賃料の見直しについて

土地及び建物使用料・賃料の見直しは、横浜市は1年毎に行う。Y I T管理組合は1年毎に行うことができるものとする。

この際、機器や配管の追加・撤去があった場合には、これら数量の見直しも行い、土地及び建物使用料・賃料に反映させる。

## 9 料金適用開始の日

- ・ 料金は各需要家の熱供給開始の日から適用するものとする。
- ・ 試運転期間中の費用は【別紙6 所掌区分・工事区分】による。

## 10 契約形態について

需要家と事業者は熱供給契約の合意に至った場合は、上記熱料金条件に基づき、以下の契約を締結するものとする。

### (1) 横浜市と事業者

- ・ 熱供給契約
- ・ 売電契約（横浜市が事業者からC G S余剰電力を購入）
- ・ 買電契約（事業者が横浜市から電力を購入）
- ・ 行政財産目的外使用許可

### (2) Y I T管理組合と事業者

- ・ 熱供給契約
- ・ 賃貸借契約
- ・ 非常時売電契約

<月平均熱負荷 (kW)>

※受入施設の地点における熱需要を表したものです。

※新市庁舎の月平均負荷は、需要家における省エネの取り組み(自然換気等)を考慮しています。

月	時	平日						休日					
		冷房			暖房			冷房			暖房		
		中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)	中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)
1月	0-1	0	183	42	0	327	9	182	42	182	42	328	0
	1-2	0	183	39	0	330	0	182	42	182	42	330	0
	2-3	0	182	47	0	334	0	181	52	181	52	335	0
	3-4	0	182	41	0	338	0	181	38	181	38	338	0
	4-5	0	182	38	0	338	0	181	45	181	45	341	0
	5-6	0	182	37	0	339	0	181	28	181	28	343	0
	6-7	0	183	47	0	386	3	180	42	180	42	396	0
	7-8	0	210	47	3,828	3,867	170	186	38	186	38	1,788	97
	8-9	18	624	41	1,837	5,882	988	350	38	350	38	1,989	94
	9-10	49	836	45	1,336	5,500	1,627	505	45	505	45	2,533	219
	10-11	108	974	64	943	5,193	1,178	529	42	529	42	2,442	201
	11-12	127	1,152	86	841	5,000	1,127	642	45	642	45	2,419	198
	12-13	61	1,166	108	1,308	5,063	1,010	844	31	844	31	2,424	184
	13-14	83	1,236	129	1,134	4,871	886	885	45	885	45	2,381	160
	14-15	97	1,221	149	975	4,751	792	823	45	823	45	2,340	146
	15-16	109	1,087	149	846	4,664	765	634	45	634	45	2,314	149
	16-17	118	1,095	129	786	4,675	804	581	42	581	42	2,394	142
	17-18	115	1,241	102	804	4,690	858	717	38	717	38	1,524	142
	18-19	74	1,029	86	988	4,255	377	717	45	717	45	986	132
	19-20	33	1,000	61	1,304	3,232	276	784	42	784	42	997	115
	20-21	14	1,017	45	1,534	2,912	183	855	45	855	45	1,004	35
	21-22	0	871	41	1,769	974	63	866	35	866	35	707	10
	22-23	0	571	50	0	707	38	562	49	562	49	688	0
	23-24	0	183	35	0	324	13	182	35	182	35	318	0
2月	0-1	0	187	35	0	279	0	164	37	164	37	282	0
	1-2	0	186	47	0	280	0	164	47	164	47	284	0
	2-3	0	186	46	0	285	0	164	37	164	37	286	0
	3-4	0	186	38	0	288	0	163	47	163	47	287	0
	4-5	0	186	44	0	291	0	163	28	163	28	290	0
	5-6	0	185	38	0	295	0	163	47	163	47	294	0
	6-7	0	191	51	0	326	7	164	28	164	28	329	0
	7-8	0	220	46	3,124	3,192	219	171	47	171	47	1,423	49
	8-9	41	607	44	1,415	4,958	948	328	47	328	47	1,576	63
	9-10	81	835	46	976	4,637	1,514	474	37	474	37	2,089	264
	10-11	146	1,010	63	625	4,342	1,157	484	28	484	28	1,998	333
	11-12	173	1,201	84	547	4,138	1,098	588	47	588	47	1,954	264
	12-13	76	1,163	99	1,009	4,190	1,000	773	47	773	47	1,948	222
	13-14	91	1,237	96	843	3,983	883	804	37	804	37	1,922	229
	14-15	108	1,235	121	681	3,818	791	741	47	741	47	1,932	208
	15-16	136	1,123	122	563	3,721	772	580	28	580	28	1,905	201
	16-17	183	1,172	125	488	3,750	763	539	56	539	56	1,939	195
	17-18	182	1,313	106	530	3,850	831	650	28	650	28	1,246	181
	18-19	115	1,057	90	703	3,495	358	649	47	649	47	829	181
	19-20	56	998	68	1,010	2,697	260	707	47	707	47	847	111
	20-21	34	1,011	41	1,244	2,485	189	770	28	770	28	867	21
	21-22	0	883	51	1,465	842	61	778	47	778	47	613	7
	22-23	0	584	40	0	622	28	510	28	510	28	590	0
	23-24	0	187	44	0	283	0	164	47	164	47	268	0
3月	0-1	0	193	53	0	247	0	193	51	193	51	236	0
	1-2	0	193	53	0	254	0	192	55	192	55	242	0
	2-3	0	192	54	0	260	0	192	51	192	51	246	0
	3-4	0	191	51	0	263	0	192	55	192	55	244	0
	4-5	0	191	50	0	266	0	191	46	191	46	244	0
	5-6	0	190	50	0	268	0	191	51	191	51	248	0
	6-7	0	210	58	0	279	0	214	51	214	51	255	0
	7-8	0	236	58	2,461	2,582	100	209	46	209	46	1,181	28
	8-9	68	646	54	974	4,305	563	407	51	407	51	1,280	19
	9-10	103	892	79	542	3,994	814	580	42	580	42	1,636	154
	10-11	202	1,097	150	231	3,663	554	596	46	596	46	1,527	112
	11-12	241	1,297	217	176	3,467	497	717	55	717	55	1,493	103
	12-13	90	1,215	236	574	3,473	392	913	55	913	55	1,466	93
	13-14	100	1,305	249	442	3,378	320	955	42	955	42	1,449	84
	14-15	134	1,323	308	317	3,190	280	906	55	906	55	1,428	93
	15-16	189	1,235	315	246	3,151	262	715	42	715	42	1,418	89
	16-17	257	1,310	290	211	3,162	279	661	55	661	55	1,428	75
	17-18	243	1,425	258	257	3,242	298	772	51	772	51	957	70
	18-19	157	1,107	115	415	2,912	139	768	46	768	46	654	98
	19-20	86	1,025	77	703	2,303	93	833	46	833	46	693	65
	20-21	64	1,019	53	936	2,092	72	899	51	899	51	724	23
	21-22	0	903	53	1,145	729	18	908	55	908	55	538	0
	22-23	0	608	48	0	550	3	612	46	612	46	513	0
	23-24	0	193	45	0	245	0	194	42	194	42	226	0

月	時	平日						休日					
		冷房			暖房			冷房			暖房		
		中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎執務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)	中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎執務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)
4月	0-1	0	233	57	0	87	0		251	51		103	0
	1-2	0	233	58	0	88	0		252	60		104	0
	2-3	0	236	64	0	91	0		250	60		102	0
	3-4	0	239	60	0	95	0		252	60		105	0
	4-5	0	240	63	0	96	0		253	51		106	0
	5-6	0	238	51	0	95	0		253	69		107	0
	6-7	0	260	65	0	96	0		272	56		115	0
	7-8	0	274	65	1,656	1,650	46		259	56		655	14
	8-9	144	813	61	688	2,239	190		459	60		817	9
	9-10	151	973	92	357	1,955	519		698	56		1,007	69
	10-11	196	1,129	167	147	1,814	222		695	60		896	162
	11-12	183	1,349	218	120	1,772	238		806	60		876	111
	12-13	103	1,381	233	406	1,779	169		996	60		877	69
	13-14	101	1,447	213	299	1,720	146		1,034	60		895	74
	14-15	136	1,464	278	203	1,691	122		959	60		875	69
	15-16	217	1,364	276	137	1,663	128		782	65		857	69
	16-17	297	1,431	265	96	1,706	140		739	65		880	74
	17-18	371	1,537	251	108	1,739	143		816	69		580	51
	18-19	238	1,208	132	215	1,628	64		819	56		423	23
	19-20	187	1,137	82	442	1,279	32		891	65		444	19
	20-21	168	1,080	74	633	1,202	17		961	60		480	0
	21-22	0	915	64	745	520	6		958	51		381	0
	22-23	0	642	68	0	309	3		665	56		334	0
	23-24	0	231	61	0	85	0		242	51		90	0
5月	0-1	0	228	61				232	61				
	1-2	0	228	64				232	65				
	2-3	0	229	73				233	71				
	3-4	0	229	60				232	68				
	4-5	0	231	75				233	74				
	5-6	0	231	64				232	61				
	6-7	0	312	73				303	68				
	7-8	1	327	79				285	68				
	8-9	191	990	153		290		502	65				
	9-10	389	1,345	367		290		722	145				
	10-11	574	1,609	319		290		742	165				
	11-12	726	1,933	382		290		874	158				
	12-13	319	1,777	393		290		1,040	168				
	13-14	332	1,860	371		290		1,101	161				
	14-15	477	1,893	419		290		1,061	171				
	15-16	550	1,870	429		290		876	165				
	16-17	725	1,990	429		290		802	161				
	17-18	493	2,141	400		290		875	148				
	18-19	367	1,546	176		290		837	100				
	19-20	213	1,306	99		290		910	74				
	20-21	121	1,192	99		290		965	74				
	21-22	4	966	81		290		966	68				
	22-23	0	705	73				698	68				
	23-24	0	228	50				229	55				
6月	0-1	0	229	70				229	97				
	1-2	0	232	82				229	83				
	2-3	0	232	79				230	97				
	3-4	0	231	75				230	63				
	4-5	0	232	73				233	76				
	5-6	0	231	71				230	69				
	6-7	0	367	95				362	83				
	7-8	55	606	107				343	83				
	8-9	298	1,236	233		470		518	111				
	9-10	508	1,713	575		470		810	125				
	10-11	749	2,084	560		470		886	118				
	11-12	800	2,362	635		470		1,034	132				
	12-13	473	2,142	610		470		1,183	118				
	13-14	574	2,285	566		470		1,216	146				
	14-15	685	2,386	624		470		1,140	132				
	15-16	792	2,394	638		470		932	125				
	16-17	876	2,533	640		470		862	139				
	17-18	854	2,750	610		470		924	125				
	18-19	607	2,063	246		470		882	111				
	19-20	380	1,640	156		470		943	104				
	20-21	242	1,438	135		470		1,004	49				
	21-22	53	1,079	107		470		988	90				
	22-23	0	730	90				712	111				
	23-24	0	232	58				234	63				



月	時	平日						休日					
		冷房			暖房			冷房			暖房		
		中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎業務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)	中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎業務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)
7月	0-1	0	277	91					293	83			
	1-2	0	274	107					294	102			
	2-3	0	274	95					290	88			
	3-4	0	275	87					290	93			
	4-5	0	273	91					290	83			
	5-6	0	274	91					290	79			
	6-7	0	474	119					514	102			
	7-8	268	1,008	190					626	120			
	8-9	710	2,377	663		480			897	97			
	9-10	1,022	2,955	1,570		480			1,274	181			
	10-11	1,344	3,409	1,438		480			1,371	199			
	11-12	1,393	3,685	1,466		480			1,569	222			
	12-13	869	3,324	1,399		480			1,631	222			
	13-14	998	3,455	1,295		480			1,667	218			
	14-15	1,118	3,632	1,355		480			1,649	213			
	15-16	1,226	3,661	1,353		480			1,543	227			
	16-17	1,330	3,751	1,336		480			1,493	213			
	17-18	1,285	3,913	1,273		480			1,307	241			
	18-19	1,015	2,987	435		480			1,100	227			
	19-20	668	2,277	345		480			1,108	185			
	20-21	455	1,986	292		480			1,131	130			
	21-22	214	1,256	205		480			1,055	106			
	22-23	0	848	130					867	102			
	23-24	0	281	85					285	74			
8月	0-1	0	313	110					314	125			
	1-2	0	312	135					316	97			
	2-3	0	310	110					315	160			
	3-4	0	308	110					310	132			
	4-5	0	307	116					309	118			
	5-6	0	309	112					310	132			
	6-7	0	557	120					567	118			
	7-8	569	1,311	261					741	181			
	8-9	967	3,121	1,148		420			1,027	132			
	9-10	1,324	3,733	2,030		420			1,513	278			
	10-11	1,622	4,136	1,788		420			1,608	285			
	11-12	1,672	4,406	1,858		420			1,746	368			
	12-13	1,166	3,982	1,759		420			1,749	382			
	13-14	1,298	4,155	1,669		420			1,802	375			
	14-15	1,404	4,385	1,678		420			1,803	347			
	15-16	1,494	4,455	1,715		420			1,619	368			
	16-17	1,553	4,493	1,699		420			1,583	368			
	17-18	1,508	4,516	1,616		420			1,374	361			
	18-19	1,211	3,511	551		420			1,121	354			
	19-20	847	2,645	437		420			1,128	312			
	20-21	629	2,305	334		420			1,164	201			
	21-22	401	1,390	199		420			1,073	181			
	22-23	0	924	140					920	160			
	23-24	0	316	97					312	83			
9月	0-1	0	226	97					247	83			
	1-2	0	224	107					246	115			
	2-3	0	222	85					245	91			
	3-4	0	223	95					249	91			
	4-5	0	223	86					248	91			
	5-6	0	222	97					249	99			
	6-7	0	368	94					402	91			
	7-8	129	708	183					410	123			
	8-9	494	1,403	874		440			646	95			
	9-10	718	1,801	1,589		440			967	230			
	10-11	1,010	2,160	1,380		440			1,072	278			
	11-12	1,048	2,436	1,485		440			1,218	298			
	12-13	620	2,201	1,409		440			1,365	290			
	13-14	704	2,351	1,374		440			1,431	282			
	14-15	791	2,437	1,404		440			1,387	262			
	15-16	862	2,412	1,424		440			1,203	278			
	16-17	952	2,528	1,374		440			1,142	278			
	17-18	905	2,588	1,276		440			1,071	274			
	18-19	706	1,984	475		440			965	254			
	19-20	468	1,571	379		440			1,012	222			
	20-21	331	1,381	266		440			1,056	123			
	21-22	86	1,011	173		440			1,010	107			
	22-23	0	675	118					779	95			
	23-24	0	219	85					261	71			

月	時	平日						休日						
		冷房			暖房			冷房			暖房			
		中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎執務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)	中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎執務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)	
10月	0-1	0	228	66					233	83				
	1-2	0	229	75					233	83				
	2-3	0	233	64					234	78				
	3-4	0	235	71					235	78				
	4-5	0	237	69					234	83				
	5-6	0	237	68					237	67				
	6-7	0	322	73					325	67				
	7-8	0	344	97					312	78				
	8-9	255	1,064	297		290			560	83				
	9-10	425	1,382	463		290			790	94				
	10-11	708	1,700	442		290			833	89				
	11-12	705	1,993	547		290			945	83				
	12-13	341	1,931	573		290			1,136	117				
	13-14	370	1,977	566		290			1,162	111				
	14-15	483	2,042	601		290			1,107	100				
	15-16	501	1,959	586		290			878	100				
	16-17	529	2,008	529		290			790	106				
	17-18	616	2,174	462		290			866	111				
	18-19	376	1,598	205		290			832	100				
	19-20	221	1,283	143		290			897	89				
	20-21	133	1,187	111		290			950	78				
	21-22	10	962	102		290			963	89				
	22-23	0	713	83					707	78				
	23-24	0	227	54					229	67				
11月	0-1	0	242	55	0	86	0		248	53		92	0	
	1-2	0	247	55	0	91	0		250	48		95	0	
	2-3	0	249	52	0	94	0		253	67		99	0	
	3-4	0	252	51	0	98	0		255	48		101	0	
	4-5	0	252	54	0	98	0		254	48		101	0	
	5-6	0	251	50	0	97	0		254	58		101	0	
	6-7	0	284	65	0	100	0		288	63		106	0	
	7-8	0	297	59	1,672	1,537	22		267	58		555	0	
	8-9	201	939	132	667	2,212	47		486	53		759	6	
	9-10	277	1,137	125	345	1,897	158		742	63		1,005	17	
	10-11	361	1,330	92	155	1,733	124		743	58		912	17	
	11-12	402	1,578	124	123	1,681	128		848	67		847	22	
	12-13	174	1,546	162	359	1,608	126		1,053	53		871	17	
	13-14	223	1,638	177	269	1,579	95		1,072	58		867	11	
	14-15	299	1,581	206	197	1,528	93		988	67		860	17	
	15-16	344	1,441	199	145	1,518	89		780	63		855	11	
	16-17	392	1,450	162	109	1,553	87		735	63		870	6	
	17-18	393	1,655	146	110	1,623	103		824	63		568	11	
	18-19	305	1,310	110	186	1,501	61		809	63		399	6	
	19-20	200	1,189	91	381	1,201	41		888	53		430	6	
	20-21	179	1,135	66	578	1,168	18		965	53		474	0	
	21-22	0	961	62	703	504	9		961	43		373	0	
	22-23	0	679	58	0	310	0		672	58		328	0	
	23-24	0	241	44	0	84	0		246	58		91	0	
12月	0-1	0	192	48	0	256	0		193	46		239	5	
	1-2	0	192	49	0	254	0		193	50		243	0	
	2-3	0	192	41	0	256	0		192	46		246	0	
	3-4	0	192	48	0	258	0		192	50		248	0	
	4-5	0	192	41	0	260	0		192	37		250	0	
	5-6	0	191	42	0	260	0		192	46		251	0	
	6-7	0	211	48	0	270	4		214	55		264	0	
	7-8	0	239	51	2,519	2,541	149		211	46		1,247	14	
	8-9	63	658	46	1,022	4,085	856		394	46		1,368	69	
	9-10	120	901	58	612	3,800	1,254		565	50		1,818	156	
	10-11	218	1,108	74	320	3,592	930		590	41		1,728	142	
	11-12	250	1,314	107	262	3,447	873		714	41		1,675	161	
	12-13	103	1,238	143	677	3,446	744		918	50		1,643	152	
	13-14	107	1,320	152	546	3,298	647		955	46		1,618	124	
	14-15	148	1,333	181	410	3,191	579		890	41		1,631	115	
	15-16	186	1,227	167	320	3,106	544		684	50		1,667	110	
	16-17	242	1,274	146	282	3,092	579		627	41		1,747	129	
	17-18	250	1,431	112	288	3,082	640		762	46		1,110	124	
	18-19	167	1,117	97	421	2,821	277		760	41		745	115	
	19-20	92	1,021	65	693	2,219	206		826	50		769	78	
	20-21	67	1,020	46	920	2,028	145		894	41		796	46	
	21-22	0	904	48	1,128	704	61		904	46		589	18	
	22-23	0	606	48	0	531	9		601	55		577	14	
	23-24	0	192	45	0	238	0		192	32		256	0	

## &lt;ピーク熱負荷 (kW)&gt;

時	冷房			暖房		
	中温冷水	一般冷水(新市庁舎)	一般冷水(YIT)	温水(新市庁舎執務室)	温水(新市庁舎)	温水(YIT)
0-1	0	432	156	0	421	0
1-2	0	433	195	0	424	0
2-3	0	431	156	0	424	0
3-4	0	420	195	0	424	0
4-5	0	419	195	0	427	0
5-6	0	429	195	0	429	0
6-7	0	762	273	0	502	66
7-8	763	1,837	389	3,621	6,141	694
8-9	2,097	4,533	1,830	2,928	6,327	2,216
9-10	2,537	5,346	4,167	2,423	5,643	2,778
10-11	2,983	5,820	2,843	1,871	4,962	2,050
11-12	3,158	6,343	2,843	1,710	4,659	1,984
12-13	2,344	5,386	2,804	2,245	5,390	1,786
13-14	2,263	5,482	2,648	2,096	5,108	1,620
14-15	2,515	5,682	2,726	1,890	4,613	1,488
15-16	2,732	5,735	2,726	1,703	4,438	1,455
16-17	2,789	5,664	2,804	1,553	4,222	1,521
17-18	2,699	5,741	2,648	1,514	4,174	1,620
18-19	2,346	4,573	896	1,707	3,637	694
19-20	1,822	3,583	779	2,009	3,738	430
20-21	1,524	2,952	584	2,247	3,501	331
21-22	594	1,904	506	1,435	2,407	165
22-23	0	1,139	273	0	796	165
23-24	0	451	156	0	377	165

<適用法令及び適用基準リスト>

本事業の遂行に関して特に留意すべき関係法令、各種基準などは次の通りとする。

(1) 法令

・熱供給事業法
・建築基準法
・消防法
・下水道法
・水道法
・水質汚濁防止法
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・大気汚染防止法
・工場立地法
・悪臭防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・電気事業法
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・資源の有効な利用の促進に関する法律
・建築士法
・建設業法
・地方自治法
・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
・労働基準法
・労働安全衛生法
・高圧ガス保安法
・個人情報保護に関する法律
・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
・会社法
・都市再開発法
・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
・電気工事士法
・環境基本法
・その他関連する法令等

## (2) 横浜市条例等

・横浜市建築基準条例
・横浜市火災予防条例
・横浜市生活環境の保全等に関する条例
・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
・横浜市電気工作物保安規程
・横浜市個人情報の保護に関する条例
・横浜市の保有する情報の公開に関する条例
・行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例
・横浜市公有財産規則
・横浜市財産評価基準要綱
・行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地及び建物価格算定要領
・横浜市環境影響評価条例
・その他関連する条例、規程等

## 原燃料調整費の算出方法

熱料金単価は、提案された従量料金単価 + 熱単価調整額 により決定する。

## 1 熱単価調整額

$$\begin{aligned}
 (1) \text{冷水系単価調整額} &= \text{冷水系ガス単位数 (m3/MJ)} \times \text{ガス単価変動 (円/m3)} \\
 &+ \text{冷水系電気単位数 (kWh/MJ)} \times \text{電気単価変動 (円/kWh)} \\
 (2) \text{温水系単価調整額} &= \text{温水系ガス単位数 (m3/MJ)} \times \text{ガス単価変動 (円/m3)} \\
 &+ \text{温水系電気単位数 (kWh/MJ)} \times \text{電気単価変動 (円/kWh)}
 \end{aligned}$$

※各ガス単位数、電気単位数は事業者が提示する数値

## 2 ガス単価変動 (円/m3) の算出

(1)基準平均原料価格は、次に示す価格とする。

43,000 円 / t

(2)平均原料価格 (円 / t)

平均原料価格 = ( LNG3 か月平均価格 × a ) + ( LPG3 か月平均価格 × b )

・「LNG3 か月平均価格」(円 / t) : 表1 財務省貿易統計の対応品目より算出

・「LPG3 か月平均価格」(円 / t) : 表1 財務省貿易統計の対応品目より算出

・ a : LNG構成比率

(事業者が提示する比率。提示がない場合は東京ガスの比率 (平成 28 年 6 月 : 0.9479) とする。)

・ b : LPG構成比率

(事業者が提示する比率。提示がない場合は東京ガスの比率 (平成 28 年 6 月 : 0.0546) とする。)

(3)平均原料価格の変動額 (円 / t)

平均原料価格の変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

(4)ガス単価変動 (円 / m3)

ガス単価変動 = 平均原料価格の変動額 / 100 × C

・ C : ガス単価変動係数

(事業者が提示する係数。平均原料価格の変動額 100 円につきガス単価を「C」円変動する。)

(事業者から提示がない場合は東京ガスの係数 (平成 28 年 6 月 : 0.08748 (税込 8%)) とする。)

表1 財務省貿易統計の「概況品コード」「統計品目番号」

輸入

概況品コード	単位	概況品目	統計品目番号
3010105	MT	(一般炭) COAL N.E.S.	2701.12-099 , 2701.19
30301	KL	原油及び粗油 PETROLEUM	2709 , 2710.19-162 , 2710.19-164 , 2710.19-166 , 2710.19-169 , 2710.19-172 , 2710.19-174 , 2710.19-179 , 2710.20-162 , 2710.20-164 , 2710.20-166 , 2710.20-169 , 2710.20-172 , 2710.20-174 , 2710.20-179
3050101	MT	(液化石油ガス) LIQUEFIED PETROLEUM GAS	2711.12~2711.13 , 2711.14-02~2711.19-01
3050103	MT	(液化天然ガス) LIQUEFIED NATURAL GAS	2711.11

単位 MT : トン = 1000 キログラム、KL : キロリットル

## 3 電気単価変動（円/kWh）の算出

(1) 基準平均燃料価格は、次に示す価格とする。

26,000 円/kL

注) 電気は新市庁舎から供給するため、以降は運用では東京電力の公表値を用いる。

(2) 平均燃料価格（円/kL）（原油換算）

平均燃料価格 = 原油 3 か月平均価格 × d) + (LNG 3 か月平均価格 × e) + (石炭 3 か月平均価格 × f)

・「原油 3 か月平均価格」(円/kL) : 表 1 財務省貿易統計の対応品目より算出

・「LNG 3 か月平均価格」(円/t) : 表 1 財務省貿易統計の対応品目より算出

・「石炭 3 か月平均価格」(円/t) : 表 1 財務省貿易統計の対応品目より算出

・ d : 原油構成比率

(東京電力の比率 (平成 28 年 6 月 : 0.1970) とする。)

・ e : LNG 構成比率

(東京電力の比率 (平成 28 年 6 月 : 0.4435) とする。)

・ f : 石炭構成比率

(東京電力の比率 (平成 28 年 6 月 : 0.2512) とする。)

※構成比率は、原油・LNG・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数とします。

(3) 平均燃料価格の変動額（円/kL）

平均燃料価格の変動額 = 平均燃料価格 - 基準平均燃料価格

(4) 電気単価変動（円/kWh）

電気単価変動 = 平均燃料価格の変動額 / 1000 × G

・ G : 電気単価変動係数

(平均燃料価格の変動額 1,000 円/kL につき電気単価を「G」円変動する。)

(東京電力の係数 (平成 28 年 6 月 : 22.0 銭) とする。)